

令和4年10月5日

決算特別委員会

阿久根市議会

1 會議名 決算特別委員会

2 日時 令和3年10月5日(水)

午前9時59分開会

午後4時10分延会

3 場所 議場

4 出席委員

仮屋園 一 徳 委員 長、川 上 洋 一 副委員 長、竹之内 和 満 委 員、
濱 門 明 典 委 員、白 石 純 一 委 員、濱 田 洋 一 委 員、
竹 原 信 一 委 員、中 面 幸 人 委 員、牟 田 学 委 員、
岩 崎 健 二 委 員、木 下 孝 行 委 員、山 田 勝 委 員

5 欠席委員

濱 崎 國 治 委 員

6 事務局職員

次長兼議事係長 上 脇 重 樹、議事係主査 東 岳 也

7 説明員

税 務 課 課 長 新 町 博 行 君
課長補佐兼管理係長兼滞納整理係長 別 府 輝 雄 君
課 税 係 長 本 千 晶 君
市 民 環 境 課 課 長 牧 尾 浩 一 君
課長補佐兼住民年金係長 中 園 修 君
主 幹 兼 環 境 対 策 係 長 大 野 勇 人 君
福 祉 課 課 長 佐 潟 進 君
課長補佐兼福祉係長 前 田 敏 君
保 護 係 長 松 崎 正 幸 君
児 童 福 祉 係 長 平 田 祥 子 君
み な み 保 育 園 園 長 佐 渡 谷 ま な み 君
健 康 増 進 課 課 長 猿 楽 浩 士 君 (兼)
課長補佐兼国保係長 大 橋 尚 子 君
保 健 予 防 係 長 篠 原 千 美 子 君
大 川 診 療 所 事 務 長 猿 楽 浩 士 君 (兼)
管 理 係 長 本 藏 雄 一 君
介 護 長 寿 課 課 長 山 元 正 彦 君
課長補佐兼地域包括支援係長 尾 上 謙 一 郎 君
介 護 保 険 係 長 川 畑 藍 君
高 齢 者 支 援 係 長 宇 都 貴 子 君
農 政 課 課 長 園 田 豊 君 (兼)

	課長補佐兼農	村振興係	長	下澤克宏	君
	農政管理	係	長	川原陽介	君
農村環境改善センター	所		長	園田豊	君 (兼)
	管	理	係	長	牧内達志
水産林務課	課		長	大石直樹	君
	課長補佐兼水産	係	長	早水英行	君
	林務	係	長	所崎慎也	君
商工観光課	課		長	尾塚禎久	君
	課長補佐兼商工振興	係	長	大野裕人	君
	課長補佐兼ふるさと納税推進	係	長	満田晃典	君
	観光推進	係	長	船蔵真一	君
農業委員会事務局	事	務	局	長	園田豊
	管	理	係	長	鍋藤雄太

8 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について (一般会計)
- (2) 認定第2号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について (国民健康保険特別会計)
- (3) 認定第4号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について (介護保険特別会計)
- (4) 認定第5号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について (後期高齢者医療特別会計)

9 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

○認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

昨日に引き続き、委員会を再開します。

本日も配付しております日程の順に進めてまいります。

昨日、市民環境課の審査を行いました。竹原委員の質疑の中で答弁は後ほど行うこととしたことについて、市民環境課から答弁の申出がありましたので許可します。

〔市民環境課入室〕

仮屋園一徳委員長

この際、認定第1号を議題とし、市民環境課の事項について審査を行います。

市民環境課課長の発言を許可します。

牧尾市民環境課長

昨日、当委員会での当課の審議中、竹原委員の御質問に対する答弁に不足がございました。発言の機会をいただきましたので、改めてお答えいたします。

主要事業の成果説明書25ページですが、4款2項2目海岸漂着物対策推進事業の財源内訳のうちその他の欄の501万1000円についてのお尋ねでした。これは、ふるさと納税を財源とする地域振興基金からの繰入金500万円と当該事業に従事している会計年度任用職員2名分の雇用保険料1万1000円であり、特定財源のうちその他で区分されているものであります。

仮屋園一徳委員長

課長の答弁が終わりました。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

漂着物を片づける経費がかかった。阿久根市の何%使う、市が出さないといけないと、そういうことがあって、県と市のお金の割合が決まってるんですか。

牧尾市民環境課長

当該事業は、昨日も説明したとおり、県からの補助が8割、補助率でついているものでございます。対象となる事業について8割が補助されるということですので、2割は市の持ち出しということになります。

竹原信一委員

その他と一般財源を足したら2割になるということになっているんですかね。

牧尾市民環境課長

おっしゃるとおり、それで全事業の経費ということになります。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、市民環境課所管の事項について、審査を一時中止し

ます。

〔市民環境課退室、福祉課入室〕

仮屋園一徳委員長

認定第1号中、福祉課所管の事項について審査に入ります。

福祉課長の説明を求めます。

佐潟福祉課長

認定第1号中、福祉課の所管する事項について説明します。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書27ページをお開きください。第3款民生費1項2目心身障害者福祉費の障害者自立支援介護給付事業は、自宅や施設、通所において、日常生活における介護支援を行う事業であり、事業実施状況欄に記載の居宅介護事業ほか6事業について実施しました。

次に、28ページの障がい者自立支援訓練等給付事業は、身体機能の向上や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業であり、自立訓練をはじめ、4事業を実施しており、成果につきましては事業の成果欄のとおりです。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の22ページに記載されており、令和3年度の事業評価としましては、令和3年度の実績が目標値を上回っていることからA評価となっております。

次に、飛びますが、32ページをお願いいたします。児童発達支援事業は、障害を持つ未就学児や就学中の児童を対象に集団生活への適応訓練等を支援するものであり、療育等の支援を行い、発達支援の充実が図られました。事業実績につきましては、事業実施状況欄のとおりであり、まちづくりビジョンの取組状況の23ページの障害者福祉の充実②にも記載しているところです。

次に、33ページの子供発達支援センターこじか運營業務委託は、児童発達支援センターこじかの運営を社会福祉法人青陵会に業務委託し、事業を実施しているものであり、令和4年度からも同法人が指定されました。同センターでは、早期の療育が必要な未就学児を対象にして、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、支援が必要な児童を対象に保育所等訪問しての集団生活への適応のための支援及びサービス利用に当たっての連絡調整や支援利用の計画作成事業を行っています。

次に、35ページの障がい者自立支援医療費等事業は、身体障害者等で通院による治療を継続的に必要とする方を対象に医療費の本人負担額が原則1割となる事業であり、給付実績につきましては事業実施状況欄のとおりです。

次に、36ページの地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じ、相談支援事業や地域活動支援センター事業のほか7事業を実施し、障害者が自立した日常生活や社会生活を営み、地域で安心して暮らすことのできる環境づくりが図られました。

次に、37ページの子供医療費助成事業は、子供に係る医療費を助成することで、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子供の健康の保持増進を図ることを目的としています。事業の成果欄に記載のとおり、平成30年8月診療分から助成対象年齢を18歳まで引き上げ、さらに同年10月診療分からは、住民税非課税世帯の未就学児を対象に窓口負担を無償化し

たことで、子育て世帯の経済的負担の軽減が図られました。

次に、38ページの出生祝い商品券支給事業は、子供の出生を祝福し、商品券を支給することにより、子育て世帯の経済的支援等を行うもので、令和元年度までは、第一子に3万円、第二子に5万円、第三子以降の子供に10万円分の商品券を支給していましたが、令和2年度からは、全ての子供に10万円を支給しました。また、商品券は、健康増進課の保健師が新生児訪問する際に持参しており、訪問拒否の防止や乳児期における母親の産後うつ等の早期発見及び虐待予防にもつながるものと考えています。支給対象者数は、平成30年度までは100人台に推移していましたが、その後減少し、令和3年度は88人となっています。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の20ページに記載されており、出生時目標123人としていたことによりD判定となっています。

次に、41ページの放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営であり、令和3年度は、市内10か所で延べ5万8274人の児童が利用しました。令和2年度からは、めぐみ学童クラブが新たに開設されました。事業の成果欄に記載のとおり、年度末に児童の新型コロナウイルス感染症の感染が相次ぎ、利用自粛を呼びかけ、利用人数が減少したものと考えますが、今後も感染予防策を講じながら、保護者が安心して働ける環境づくりに取り組んでいきます。

次に、42ページの子供の学習支援事業は、生活困窮世帯の子供たちに学びの場を設け、学習習慣の確立や学力の向上を図り、将来的に貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、学習教室を開設しているものです。経済的な理由で学習環境面に悩みを抱えている世帯の児童を対象に、第2土曜日を除く毎週土曜日に、中央公民館鶴見分館と脇本地区公民館において学習教室を開催し、令和3年度は延べ228人の参加がありました。事業の成果としては、講師が個別指導に近い状態で子供たちの学習を支援することで、学習習慣の定着や学習意欲の向上につながったところです。

次に、43ページ的生活困窮者自立相談支援事業は、経済的に困窮している方からの相談に包括的に対応し、関係機関と連携して、生活困窮状態からの脱却を目指すことを目的に阿久根市社会福祉協議会に委託して実施している事業です。令和3年度の年間の相談件数は673件で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、相談件数が約2倍に増加したところであり、事業の成果としては、支援員が他事業につなぎ、さらに、ハローワークなどの関係機関と連携することで、共同して相談者の立場に沿った支援を行ってきているところです。

次に、44ページ的生活保護の扶助事業は、令和3年度の扶助費合計額が3億3168万円で、前年度と比較して4,510万円ほどの増加となっています。保護世帯は減少しましたが、被保護者数は横ばいであり、相談件数は増加しています。現状と課題としては、生活保護世帯の高齢世帯の占める割合が非常に高くなっており、今後はさらに高齢化が進むと予想されるため、介護サービス利用の増加に伴う介護扶助費の増加が予想されます。今後は、被保護者各人の健康状態に対応した健康管理施策の実施が重要となると考えます。

45ページと46ページは、児童手当や児童クラブ及び保育所認定こども園の実績資料になります。

以上で、主要事業の成果説明書の説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

初めに歳出から、決算に関する説明書は42ページ、事項別明細書は23ページをお開きく

ださい。第3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務に係る委託料を初めとして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金が主なものです。負担金、補助及び交付金は、説明書の備考欄に記載の福祉関係団体への負担金補助と生活困窮者自立支援金であり、住民税非課税世帯への臨時特別給付金は、対象世帯を4,698世帯と見込みましたが、年度末までの給付実績は3,497世帯となったところです。

次に、2目心身障がい者福祉費は、障がい者福祉サービスに係る委託料と扶助費が主なものであり、委託料8件のうち5行目の相談支援事業及び2行下の地域活動支援センター事業は、長島町と共同で社会福祉法人に障害者の相談を委託し、障害者福祉サービス等の利用支援や機能訓練及び社会適応訓練を行うものです。決算に関する説明書の43ページになりますが、扶助費の26件は、主要事業の成果説明書で説明した障がい者自立支援介護給付事業や地域生活支援事業の各事業であり、内容は主要事業の成果説明書に記載のとおりです。

次に、決算に関する説明書は45ページ、事項別明細書は25ページになります。2項1目児童福祉総務費は、児童・母子等福祉サービス事務1人と家庭相談員2人及び子育て支援係保育士1人の会計年度任用職員の人件費が主なものであります。負担金、補助及び交付金のうち低所得子育て世帯生活支援特別給付金は、579人に5万円を給付しました。なお、赤ちゃん応援特別定額給付金支給事業は、対象を令和3年4月1日生まれまでとしたことにより、80万円を繰り越し、3人分の30万円を支給しました。扶助費5件のうち児童扶養手当は、ひとり親家庭の母または父等に支給するものであり、延べ2,314人に支給しました。自立支援教育訓練給付事業は、申請があった高等職業訓練促進給付金事業1人に給付しました。ひとり親家庭医療費助成事業は延べ3,667人に、また、子供医療費助成事業については延べ2万4061人にそれぞれ助成いたしました。

次に、2目児童措置費の負担金、補助及び交付金は、児童手当を受給している世帯へ子供1人につき10万円を給付する子育て世代への臨時特別給付金であり、2,528人分を給付しました。扶助費は、児童手当の支給であり、延べ児童数は2万1772人で、対前年度比947人の減となりました。

次に、決算に関する説明書は46ページ、事項別明細書は26ページをお開きください。3目保育所費は、みなみ保育園の職員と会計年度任用職員のフルタイム保育士と短時間保育士、看護師、調理師の計15人の人件費及び施設管理費等が主なものであります。委託料は、保育園の一般廃棄物収集業務ほか12件であり、備品購入費は、玉入れセットほか2件が主なものです。

次に、4目児童館費は、市内10か所ある放課後児童クラブの運営委託料が主なものであり、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、各児童クラブでの感染対策用品等への補助金や、従事職員の賃金改善を図るため処遇改善臨時特例事業の補助金を交付しました。

決算に関する説明書47ページ、事項別明細書は27ページになります。次に、第5目保育施設運営費は、市内や市外に入所している保育所等の運営に係る経費が主なものであり、委託料は地域子育て支援センター事業、社会福祉法人青陵会折多保育園に委託して、子育てサークルの育成や支援、育児不安についての相談や援助等を行っています。負担金、補助及び交付金は、保育対策促進事業が主なものであり、各保育園で実施している延長保育事業等の実績に応じて補助を行い、保護者の就労支援と保育サービスの充実に努めている

ところでは、また、新型コロナウイルス対策事業として、市内の保育園と認定こども園にアクリル板の設置や感染対策用品等の購入に対して補助を行いました。扶助費は、市内の私立保育園と認定こども園の7か所。さらに、市外の保育園や認定こども園及び事業所内保育事業所の延べ児童数6,649人分に係る保育所等の運営費になります。

次に、第3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護嘱託医2人及び生活保護レセプト点検事務会計年度任用職員1人の報酬のほか、主要事業の成果説明の中で説明した子供の学習支援事業に係る謝金と社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業です。

次に、2目扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であります。

次に、第4項災害救助費1目災害救助費の扶助費については、住宅火災の見舞金1件です。

以上で歳出を終わり、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は4ページをお開きください。第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金の児童福祉費負担金の主なものは、保育所運営費であり、保護者から納入される保育料です。事項別明細書に記載のとおり3万3000円の不納欠損を行い、収入未済額は37万9150円で繰越しているところです。そのあと、この保育料未納者の方々には納入催告等を行い、現在は21万9110円となっています。

次に、決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は6ページになります。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい者福祉サービス事業に係る国庫負担金であり、基準額の2分の1を国が負担するものであります。次の児童福祉負担金は、保育所運営費の各事業において、3分の1から2分の1の国庫負担金であり、次の児童手当給付費負担金は約3分の2、次の生活保護費負担金は4分の3の国庫負担金であります。

次に、決算に関する説明書は14ページになります。2項2目民生費国庫補助金のうち社会福祉費補助金は、障がい者福祉サービスに係る地域生活支援事業費の基準額の2分の1の補助金であり、住民税非課税世帯等への給付金事業費等は、全額が国の補助金であります。次の児童福祉費補助金のうち子育て世帯への特別給付金事業等は、全額が国の補助金であり、その他の各事業はそれぞれの補助率に応じた補助金であります。

次に、決算に関する説明書は16ページ、事項別明細書は7ページになります。第15款県支出金1項2目民生費県負担金のうち社会福祉負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス事業に係る県負担金であり、基準額の4分の1を県が負担するものであります。次の児童福祉負担金のうち保育所運営費は、私立保育園の保育所運営費に充てるもので、県の負担は事業費の4分の1であり、次の児童手当給付費負担金は、事業費の6分の1の県負担金であります。

次に、決算に関する説明書は17ページになります。2項2目民生費県補助金のうち社会福祉費補助金は、障がい者福祉サービスに係る地域生活支援事業や重度心身障害者医療費助成事業等に、それぞれ4分の1から2分の1の県の補助金であります。次の児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金等の各事業において、3分の1から2分の1の県の補助金であります。

次に、決算に関する説明書22ページになります。第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち地域福祉基金が福祉課所管分であります。

次に、決算に関する説明書は26ページから27ページになります。第20款諸収入5項4目雑入のうち団体支出金は、国保連合会障害児給付費交付金であり、これは、児童発達支援事業に係る給付費として国保連合会から交付されるものであり、心身障害者福祉費における子ども発達支援センターこじかの運営事業などに充当しております。

次の雑入は、相談支援事業他団体負担金ほか記載の過年度分の負担金や返納金等が主なものであります。なお、生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護受給者の収入未申告等による返還金等であります。なお、雑入の収入未済額のうち214万6095円のうち、福祉課分は186万2489円であり、これは生活保護法返還金のうち令和3年度に返還が終了しなかったもので、滞納繰越処分を行い、対象者は11名であります。

以上で福祉課所管の説明を終わります。よろしくお願いたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありませんか。

竹原信一委員

主要事業の成果説明書の33ページ、こじか運營業務。この場合は91人ですよね、対象になっている児童数が。それに対して5,330万円。全部が一般財源、市の財源からなっていると。こういった事業というのは、国や県というのが大体ほかのやつはあるみたいなんですけど、そういうことが当てはまらない、あるいはほかの市町村、自治体ではやってないことなんですか。

佐潟福祉課長

こじかの運営に係る財源としましては、その他ということで4432万4000円ほどありますが、これは、先ほど説明しました雑入の中で団体支出金、国保連合会から事業を行ったことに対する給付が入ってきます。

竹原信一委員

国保連合会からの給付というのは、どっちかというと特定、こういうことを指定しての内容なんですか。この事業に対してというその内容を特定しての財源なんですか。

佐潟福祉課長

委員のおっしゃるとおり、こじかとしてはいろいろな療育の場でありまして、そこに、単位がそれぞれサービスに応じて設定されております。利用の児童の人数とか、あとサービス計画を立てた件数とか、そういったものになります。また、こじかの場合、出水市、長島町からも利用者が来られてますので、その方々の、出水、長島の負担分についても請求して、この財源として運営しているところです。

竹原信一委員

42ページの子供の学習支援事業。困窮した家庭と言われたんですけども、どうやってそれを対象として、選ばれているんですか、実際の話が。どのような子供にやろうというのは、どうやって決められているんですか。

佐潟福祉課長

この学習支援事業については、各小学校、中学校にチラシを配布いたしまして、希望を募っております。

竹原信一委員

最初言われたその困窮とか貧困とかいう話ではなくて、全体に対してのサービスというか、ことなんですか。

佐潟福祉課長

はい。そのとおりです。

松崎保護係長

竹原委員に先ほどの件について補足してお答えします。主要事業の成果説明書にも記載してはありますが、学校を通して学習サポート教室の案内のチラシは、配布は依頼してはありますが、その具体的な内容は、どうしても困窮世帯を対象にしているため、その教室に集う子たちが困窮世帯の子たちだというふうに分からないように進めないといけない部分がありますので、全体配布ではなく、学校に依頼しているのは、担任の先生とかが家庭訪問なんかを通して、この子が対象になるかなあと思った子に直接案内をするという形をとっております。

もう一つはですね、福祉の保護係から一人親世帯とかを対象に郵送したりとかはしているところですが、全体配布とはまたちょっと違います。

竹原信一委員

そうするとですね、この子はちょっとそういうサポート教育というかな、場をしたほうがいいと思っても、困窮家庭であるという判断を先生がしてくれないことには始まらないと。それってというのはどうなんでしょうね。この子はもう少し教育のサポートをしたほうがいいというのだったら、それも入れることがあっていいんじゃないでしょうかね。その収入によってそこにブレーキをかける必要なんかなくて。どうでしょうか。そこんところは、必要な子にはこの際入れてあげていいんじゃないかと、すべきだと思うんですけどもいかがでしょう。

松崎保護係長

この事業がスタートしたのが平成28年度なんですけど、当初は、より多くの子供たちが集まってほしいと思って、困窮というところにこだわらず全体に周知しました。その結果、50人近く子供たちが集まったのですが、子供たちを見れば、事業の目的である困窮世帯とはかけ離れた子供たちが多く集まりましたので、ちょっと事業目的とずれてしまったなという反省がありましたので、今は、困窮状態であることを確認の上、案内をするという手法をとっております。

竹原信一委員

今の説明を伺い、最初はみんなにどうですかってやった。今度は困窮者に狭めた。困窮者でないとはじかれる。その間に大きな開きがあるじゃないですか。私が先ほど言ったのは、先生が見て、この追加の教育を受けたほうがこの子は伸びるということがある状況を教師が選ぶ。しかし、困窮者でないとはじかれる。困窮者でなくても、教師が選んで、入れたほうがいいですよというのを、入れてもいいんじゃないかというのは私の提案なんです。いかがでしょうか。せっかくの機会なのに、そうやって生かせばいいのであって、多過ぎたときから急にそんな絞り方を、困窮者にこだわらなくてもよろしいんじゃないでしょうかということですけど、いかがでしょう。

松崎保護係長

委員のおっしゃるように、より多くの子供たちがそういう学習の場を提供されると、そういう状態が一番よろしいと思いますが、この事業自体が、困窮者を対象にした事業であって、学校の現場で、学習レベルがちょっと追いついていないとか、他の機会でも学習させたほうがいいのかという子供たちに関してはですね、この制度ではなく、例えば、経済的に余裕が

あれば学習塾に行ったりとか、また、放課後学習とかこれは別の課の話になってくるんですが、放課後学習であったりとか、ほかの何かサポートを受けていただければ、ある・ないは別にしてですね。この事業に関しては、あくまでも貧困の連鎖を断ち切るための事業であって、具体的に言えば、収入が少ないため両親が共働きで、家に帰っても親がいない。勉強見てくれる子がいないとかですね。そういう子たちを対象にしていますので、そこはちょっと分けて考えていただければと思います。

竹原信一委員

私が申し上げてるのはね、行政技術の話なんです。要は、最初の建前の言葉があるからそれにながらみはめて、それから動かさませんよというのじゃなくて、ちょっと緩めて、この子も入れてもいいんですよって、そこまではやかましく言いませんから、そういうことによって救われる子も出てくるんじゃないかということを書いて言っているわけです。仕事の仕方として、言葉で分けてしまったら、それから外れないよというのはいかかないのよ。せつかくこの機会があつて、場もとれるんだから、ちょっと足していいんじゃないのと。その裁量を教師にも認めるような運用の仕方をしていただくことを希望いたします。考えておいてください、この件は。

それから、次の生活保護の件なんですけども、44ページに、電話相談が478件。去年が56件。もうすごく増えているわけですよ。困窮状況が増えている。しかし、結果的に保護世帯についてはすごく減っている。つまり、これは状態に反して認定が非常に厳しいんじゃないかというふうに推測するんですけれども、いかがでしょうか。

佐潟福祉課長

委員のおっしゃるとおり、生活保護の制度については、国全体として一律の制度であります。ここ数年のコロナの感染の影響を受けて、困窮している方々の相談件数は、43ページの生活困窮者自立相談支援事業。こちらは社会福祉協議会に委託して実施しておりますが、相談件数が前年度、令和2年度からすると倍に伸びてきております。それとあわせて、貸付けのほうも1億を超えるぐらいの貸付けになってきております。そういうのを経て、どうしても生活が困窮しているという方々に対しては、生活保護の制度を進めているところです。実際、1年間のトータルを見ますと、保護世帯数としては、そう変わりはありませんけれども、これは、保護の開始、新規に生活保護世帯となった方や、高齢のため亡くなられたり、自立して保護が廃止となったりということで、今、この125世帯ということになっているところです。決して、私たち福祉事務所としては、福祉課としては、相談があればいろいろと時間をかけて相談に乗りますし、また必要な調査等も行いながら、援助ができる方がいないとか、そういったのも調査をしているものであります。

竹原信一委員

生活保護に関して、全国一律の基準でやっているというのは事実ではありません。もう極端な裁量権によって、例えば、中国から来た19人が、2週間後に大阪市では生活保護をくれるようになったりですね。阿久根市でもありましたけど、シーマに乗ってる人に生活保護くれたりした事件もありましたけれども。裁量の非常な幅の大きさは、私たち実感しているところなんです。やっぱりこの、実際、これ新規じゃないでしょう、125世帯というのは。現状125世帯なんですよ。新規は、この場合は何件だったんですか。

佐潟福祉課長

14件が新規です。

竹原信一委員

生活保護を受けたいという話が何件あったんですか。

佐潟福祉課長

相談件数41件。それが生活保護の相談であります。

竹原信一委員

生活保護申請したけれどもはねられて、どうしようもなく、親子で自殺に入ったというような事件も過去にごさいました。できれば、できればというかですね、これからもっと厳しくなっていきます。暮らしが厳しくなっていくんですよ、市民のほうは。優しい行政をお願いしたいと思います。

次行きます。

仮屋園一徳委員長

竹原委員、ちょっと待ってくださいね。

ほかの方で質疑のある方いらっしゃいませんか。

白石純一委員

成果説明書の37ページ、子供医療費の無償化の件です。3款2項1目。窓口無償化を拡充すると医療費が上がるのではないかという懸念が今後の課題ということでよろしいですかね、もし広げるとしたら。

佐潟福祉課長

コンビニ受診と言われるような形で気軽に受診して、それがまた多重に受診されたりとか、そういうのが懸念されるというのが問題というふうに思っております。

白石純一委員

この資料で内訳のところを見て、数字を計算してみたところ、(1) 小学校未就学児の窓口対象者とそうでないものを分けて計算したところ、1人当たりの助成額が、窓口対象者が1,473円。そうでない、つまり一旦窓口で払ってという方が1,751円。ですから、必ずしもその窓口無償対象の方が気軽に来て多く払ってるというわけではないというのが(1)です。ただし、(2)だとそれが実は逆転して、窓口無償化対象者が3,000円、そうでない方は2,100円ほどなんですね。その辺りの傾向とか、あるいは、よその自治体で窓口無償化をされている、18歳までされているところもあるのではないかと思います。そうしたところの1人当たりの助成額と比較されて、今、市がやられてる分析あるいは今後の課題としての対策として、その辺りのデータに基づく何か分析というのはされていますか。

佐潟福祉課長

そういう形での細かい分析等は行っていないところです。

白石純一委員

そうした、エビデンスに基づく、数字に基づく分析がなければ、ただの主観に、自分たちの感覚になってしまいますので、やはり、その辺のデータを、自分の自治体のところの細かいデータ、そして、無償化を完全にされているところの自治体のデータと比較したりしてですね、それでもって政策を決定するということが今後必要ではないかと。私は、窓口無償化を広げるべきだと思いますので、その辺りは、今後の課題としていかがでしょうか。

佐潟福祉課長

今後はそのような分析等も含んでいきたいと思います。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

竹之内和満委員

主要事業の成果説明書41ページ、3款2項4目放課後児童健全育成事業ということで、学童クラブですね。市内に10か所あるということなんですが、学童クラブをやっているところは、いろんな公民館であったり、児童館であったり、学校であったりするんですが、2番目の第2阿久根学童クラブ（NTT阿久根ビル）なんですが、これ前々から家賃が高いという話を聞いてるんですが、年間どのぐらいの家賃を払っているのでしょうか。

佐潟福祉課長

224万4000円になります。

竹之内和満委員

220万ほどの家賃。相当大きいですね。ほかの家賃を払ってるところは、どういう感じなんですか、年間。

佐潟福祉課長

ほかのところにつきましては、所有権が行政であります。また、新たに出来ましためぐみ学童クラブもその法人の持ち物でありますので、賃借料という形で別途払いはいたしておりません。

竹之内和満委員

学童クラブの意義についてはものすごく分かりますけど、あまりにも金額がでか過ぎるので、現状と課題の中に小学校の余裕教室を活用するなどというふうになってるんですが、そういうようなことは考えてないでしょうか。阿久根小学校の余裕教室を使うということ。

佐潟福祉課長

阿久根小学校の余裕教室の活用については、これまでも教育委員会といろいろと協議してまいっているところです。ただ、なかなか使用の在り方とか場所、それから子供たちの安全、あと保護者の方の送迎とか、そういったものを考慮して、今のところ、第2学童についてはNTTのビル内で行っているところです。

竹之内和満委員

教室が教育委員会とはうまくこう、使えない状況なんですか。送迎に関しては、NTT阿久根でもそんないいほうではない。狭い道路ですね、奥のほうに駐車場はありますが、あんまり関係ないと思うんですが。できる限り教育委員会と連携をとってやっていってもらったら、経費的にもいいのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

佐潟福祉課長

委員のおっしゃるとおりでありまして、第2学童のNTTのビルについては、かなりの賃借料が発生しています。これまでも教育委員会とも協議をしてきておりますので、今後とも、協議をしながらやっていきたいと思いますが、学校規模適正化の計画、この計画が若干上がったことによって、余裕教室等の在り方とか、そういったものに、今、ちょっとストップしてるところです。

竹之内和満委員

ぜひ検討してください。よろしくお願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

白石純一委員

第2学童については、最初に賃借を始められるときに、ビルの耐震診断がしっかりとしたものが出てきてなかったんですね。請求をしましたがけれども、意見書のような簡単なものは出てきましたけれども、しっかりとした耐震診断書としてはないというふうに私は理解しています。したがって、耐震が完全に担保されていないこともありますので、早急に、学校は全て耐震化が済みますので、そうしたより安全な施設での、これは第1学童についても同じだと思いますが、その辺は子供の安全を第一に考えていただきたいと思いますが、その点いかがですか。

佐潟福祉課長

耐震の関係につきましては、委員のおっしゃるとおりでありまして、とにかく児童の安心・安全、また、先般、土曜日にも宮崎沖で地震もあったわけですけれども、今後も、地震等に耐えられるような施設の在り方、そういったのも教育委員会とも協議しながらやってまいりたいと思っております。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、福祉課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔福祉課退室、健康増進課及び大川診療所入室〕

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。

健康増進課長の説明を求めます。

猿楽健康増進課長

それでは、認定第1号中、健康増進課及び大川診療所所管の事項について御説明申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書について御説明します。

主要事業の成果説明書47ページを御覧ください。第4款衛生費1項1目保健衛生費保健衛生総務費のうち保健予防一般事務については、主に休日夜間の急病患者に対する受入れ先病院の確保及び休日夜間における入院・手術を必要とする重症・急病患者の医療体制を確保するため、出水市、長島町及び公益社団法人出水郡医師会とともに必要な措置を講じ、在宅当番医制事業、病院群輪番制病院事業に取り組みました。各事業の実施状況については、記載のとおりであります。事業継続により、地域住民の命を守るため、また、コロナ禍における医療体制維持のためにも公益社団法人出水郡医師会及び関係市町と共同で取り組んでいく必要があります。

48ページを御覧ください。1目保健衛生総務費のうち母子保健一般事務については、主に、母子保健法の規定に基づき、妊娠、出産、子育て等について適切な指導と援助を行い、あわせて不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、乳児から幼児に対する各種健診や妊婦・産婦に対する各種検診、不妊治療費助成事業に取り組みできました。各事業の実施状況については記載のとおりであります。なお、子育て支援コンシェルジュ事業については、まちづくり

ビジョンの取組状況の20ページに記載されており、本事業の利用者にアンケートを行い、満足度を集計しておりますが、90%の目標値に対し、実績値はコロナ禍における利用控え等もあったため、昨年よりもやや低下しております。

主要事業の成果説明書49ページを御覧ください。1目保健衛生総務費のうち子育て世代包括支援センター管理事務は、地域の特性に応じた切れ目ない支援を提供することを目的とした事業であり、実施状況については、保健センターにおいて毎週火曜日と金曜日に、それ以外の健康増進課において、助産師、保健師による妊娠・出産・子育てに関する相談支援を行っているところであります。特に妊娠中や出産後に孤独を感じやすい母親への相談支援を行うことにより、精神面でのサポートに努め、また、心身的なサポートとして、産後ケアの助言等を行うことによる支援の拡充を図ってきたところです。

50ページを御覧ください。2目健康増進費のうち健康診査事業については、ウイルス性肝炎について集団検診による肝炎ウイルス検査を実施し、また、各種歯科保健施策による歯科検診を実施しました。事業成果については記載のとおりであり、課題としましては、前年度実績を下回ったことから、歯周病健診の受診率の低い年齢層への受診勧奨に努め、受診者数の増加につなげていく必要があります。

51ページを御覧ください。2目健康増進費のうち後期高齢者健診事業については、後期高齢者を対象とした長寿健診について、令和2年度から実施の訪問指導事業の訪問者数の増加により、受診率は前年度より5.0ポイント増加となりました。今後は、コロナ禍においてのさらなる受診率向上に向けて取り組む必要があります。

52ページを御覧ください。2目健康増進費のうち健康教育事業については、市民の主体的な健康づくりを支援するために心と体に関する健康教育を実施し、また、悩んでる人が示す自殺のサインに気づき、必要な支援につなげるゲートキーパーの役割を担う人材育成のための講座を開催し、地域の身近な支援者の育成を図ったところであります。長期化するコロナ禍において、心身の不調を抱える市民に対し、これまで以上に健康教育の機会を増やし、健康意識の向上を図る必要性があると考えております。

53ページを御覧ください。2目健康増進費のうち、がん対策事業については、予防啓発や早期発見、早期治療の促進を図るために各種がん検診を実施しました。事業実施状況は記載のとおりであり、疑いも含め19人の方のがんを発見することができました。また、前年度よりも健診受診率が若干向上したところです。しかし、がんは市民の死亡原因第1位であるにもかかわらず、受診率はまだ低い水準にあることを踏まえて、制度の趣旨や受診方法を分かりやすく周知する方法や、受診しやすい体制についてさらに検討・改善していく必要があります。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の18ページに記載のとおり、受診者数を基準とした評価に基づき、実績値が90%以上となりB判定としたところであります。

54ページを御覧ください。3目予防費のうち予防接種事業については、予防接種法の規定に基づき、感染症予防対策として各種接種事業について取り組んできました。なお、実施状況は、59ページに記載のとおりです。

55ページを御覧ください。3目予防費のうち緊急風疹抗体検査等事業については、風疹に対する抗体保有率の低い年代の男性に対し、抗体検査を実施し、抗体量が基準値を下回る方に対して、風疹の予防接種を実施し、感染拡大防止を図るものであります。事業実施状況は記載のとおりであり、令和6年度まで継続して検査や予防接種を実施していく予定

です。

56ページを御覧ください。感染症対策事業については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核レントゲン検診及びその他の感染症予防に関する事業を実施するとともに、健康診断について受診勧奨を行い、結核の早期発見、早期治療につなげることを目的とし事業を実施いたしました。事業実施状況は記載のとおりであり、受診者のうち陽性反応者は0人でした。新型コロナウイルス感染症対策については、感染拡大防止のため、対策本部会議を事業実施状況のとおり開催し、感染症対策に必要な措置を講じ、また、感染症対策に必要な不織布マスク、消毒液等の追加購入や市民への周知・啓発を行ってきたところであります。

57ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症予防接種事業につきましては、令和3年度においては、12歳以上の方を対象とした3回目接種及び5歳から11歳の小児ワクチン接種が実施されました。実施状況は記載のとおりですが、現在も接種事業は継続されており、9月30日からはオミクロン株対応ワクチン接種を開始しております。

次の58ページ、59ページは、過去3か年における各種検診の受診状況及び予防接種の実施状況となります。ここで、資料にはありませんが令和2年における阿久根市の351名の死亡者の死因分類を分析しますと、第1位が悪性新生物で95人、27.1%、第2位が心疾患で53人、15.1%、第3位が老衰で39人、11.1%、第4位は脳血管疾患で25人、7.1%、第5位が肺炎で19人、5.4%であり、自殺者は1人となっています。なお、全国の平成28年から令和2年までの指標と比較して阿久根市の死亡比が最も高いのは、男性が急性心筋梗塞。次いで脳血管疾患。女性で最も高い死亡比が腎不全。次いで脳血管疾患となっており、各種検診の受診率向上及び重症化予防について今後も取り組んでいきます。

次に、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、主なものについて歳出から御説明申し上げます。

決算に関する説明書は42ページ、事項別明細書は23ページです。第3款民生費1項1目社会福祉総務費27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、事業勘定及び施設勘定へ繰り出しましたが、前年度比7221万9688円、約20.8%の減となりました。

次に、決算に関する説明書は44ページ、事項別明細書は25ページです。8目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書の備考欄にあるとおり、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の一般会計の共通経費負担分、特別会計の共通経費負担分及び広域連合が阿久根市分として医療機関に支払った療養給付費の12分の1である後期高齢者広域連合療養給付費であり、前年度比2798万7454円、約7.3%の減となりました。27節繰出金は、後期高齢者医療特別会計に繰り出したものであり、前年度比331万4403円、約2.3円の減となりました。

次に、決算に関する説明書は48ページ、事項別明細書28ページを御覧ください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、健康増進課、地域包括支援係及び環境対策係の職員の人件費のほか、歯科衛生士、助産師等、会計年度任用職員5名分の報酬、妊婦健康診査業務などに係る委託料及び病院群輪番制病院事業負担金等が主なものであります。7節報償費は、1歳6か月児・3か月児・3歳児等の各検診事業に係る医師等への謝金であり、12節委託料のうち在宅当番医制事業は、休日における初期救急医療を出水郡医師会に委託したものであります。妊婦健康診査事業は、県医師会等へ委託したものであります。18節負担金、補助及び交付金は、出水郡医師会が行う病院群輪番制病院事業への補助金が主なも

のであります。不妊治療助成事業費は、前年度比51万7395円の減。対象件数は前年度の12件に対し6件と減少しましたが、5組の夫婦において妊娠に至ったところがございます。19節扶助費は、未熟児養育医療費であり、対象者7名分の支出をしました。

次に、決算に関する説明書49ページ、事項別明細書は28ページです。2目健康増進費は、県民総合保健センターや鹿児島県厚生農業協同組合連合会に委託し実施したがん検診業務や健康診査など委託料のほか、健康教育・健康相談・各種がん検診時の看護師等への謝金などが主なものであります。

次に、3目予防費は、前年度比1億1607万2210円、194.4%の増となりました。増額の主な要因は、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用であり、委託料のうち新型コロナウイルス予防接種業務は、個別接種に係る市内医療機関への委託料が7,196万円余り。集団接種時の会場設営委託が1,166万円余り。ワクチン管理業務委託が631万円余りが主なものであります。

次に決算に関する説明書は50ページ、事項別明細書は30ページです。6目保健センター管理費は、保健センターの管理に必要な消耗品や庁舎警備業務など委託料、保健指導用備品の買換え等が主なものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

歳入については、決算に関する説明書のみで説明いたします。説明書の10ページを御覧ください。第12款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金は、未熟児養育医療に係る保護者の負担金であります。

次に、第13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうち保健センター土地占用料は、保健センターの敷地内にある九州電力株式会社の電柱1本分の占用料であります。

14ページを御覧ください。最上段に記載のある第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち国民健康保険保険基盤安定負担金は、国民健康保険税の保険者支援分に係る国の負担分であり、次の3目衛生費国庫負担金のうち主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種対策費であり、負担率は100%であります。

2項2目民生費国庫補助金のうち健康増進課所管は、子ども・子育て支援交付金であり、主に子育て世代包括センター管理業務に充てたものであります。

15ページを御覧ください。3目衛生費国庫補助金のうち主なものは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費であり、補助率は100%であります。

16ページを御覧ください。第15款県支出金1項2目民生費県負担金のうち最下段の社会福祉費負担金1億277万6406円は、次の17ページ、後期高齢者医療の保険料軽減分としての県の負担分であり、次の国民健康保険基盤安定負担金9816万4198円は、国民健康保険軽減分としての県の負担金であります。

次に3目衛生費県負担金のうち養育医療事業費は、未熟児養育医療に係る県の負担分でございます。

次に、2項2目民生費県補助金のうち健康増進課所管は、地域自殺対策強化事業補助金と子ども・子育て支援交付金であります。子ども・子育て支援交付金は、国庫補助金と同様に子育て世代包括支援センター管理業務に充てたものであります。

18ページを御覧ください。上から6行目、3目衛生費県補助金93万9000円は、健康診査等に係る県の補助金であります。

20ページを御覧ください。3項3目衛生費委託金のうち健康増進課分は、16万4000円で

あり、医師法関係等の免許申請などに係る交付金であります。

22ページを御覧ください。16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち上から9行目、高額療養資金貸付基金の利子収入です。高額療養資金貸付基金については、基金の運用に関する調書の2ページに掲載してあるとおおり100万円を原資として運用しておりますけれども、令和3年度につきましては運用がございました。

27ページを御覧ください。第20款諸収入5項4目雑入のうち上から10行目、団体支出金の後期高齢者医療広域連合長寿健診補助金は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用について広域連合からの補助金であります。次の雑入のうち主なものは、がん検診費用徴収金や過年度分後期高齢者医療給付負担金などであります。

以上で、認定第1号についての説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前11時11分～午前11時23分)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

成果説明書の49ページ。助産師及び保健師による相談。助産師、この方々に対する報酬の支払いはどのような形で、幾ら払われてるのか教えてください。

猿楽健康増進課長

助産師の方につきましては、当課の会計年度任用職員さんとして雇い上げております。なので、報酬として月額でお支払いしているという状況です。また、保健師につきましては当課所属の職員において、業務に当たっております。給料等でお支払いしているという状況です。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

成果説明書の57ページ。新型コロナウイルス感染症予防接種事業についてお尋ねしたいんですがね。1回目、2回目、3回目されていますよね。私もずっとやってるんですが、例えば1回予防接種を、あるいは3回、4回した方々の中でも、コロナウイルスに感染する人がいるんですか、いないんですか。

猿楽健康増進課長

ワクチン接種者は、コロナそのものにかからないという予防接種ではなく、コロナの発症を、つまり重症化やそういうのを防ぐためのワクチンであり、実際は数等は分かりませんが、接種後かかった方というのは、先月までの感染者数を見てもいらっしゃると考えております。

山田勝委員

いらっしゃるじゃなくてね。やっぱりちょっとは確認しておかないとね。もうしない方

が良いという人もいるわけだから。その付近はちゃんと分かってるわけだね。その付近はちゃんとした数字を上げておかないとね。何でもすればよいという話ではないよ。

猿楽健康増進課長

私どもは誰がかかったという情報や、日ごとに、今は全数の報告もなくなったので市内に何人かかったかも分からない状況であります。なので、調べて情報提供というのできる状況にはないというところですので、かかった方、接種の合計や感染者の数から推測する以外に方法は今のところございません。

山田勝委員

例えばね、一遍コロナにかかった人はもうかかる率が少ないんですよとか、それぐらいの話は保健所に聞いていいと思うよ。したばかりでは始まらなよ。

猿楽健康増進課長

予防接種をしたので感染症にはなりにくいとかというのは、実際に全国の治験でも概数としてありますけれども、ただ何%かというのはまだ把握しておりませんが、このワクチンというのは、感染そのものを防ぐのではなく、発症を防ぐという目的でつくられたワクチンとしか私どもは説明ができません。申し訳ありません。

山田勝委員

あなたの言うとおりにね、感染しても発症しないと熱は出ないわけだから病院に行かないわけですからね。皆さんでしょう。ですからね、感染して発症しないと、あるいは発病しないと医者にも行かない。だから分かりますよ。だから、感染する率が少ないよ、あるいは、仮に感染したとしても重症化しませんよという話するんだったらね、それはそれなりの結果を出さないことには、したばかりじゃ始まらないから私はそういうんですよ。あなたがいう、発症しないと分からないわけでしょう。発症しないと医者さんに行かないだから誰も。違いますか。

猿楽健康増進課長

もちろんおっしゃるとおりであります。なので、国が以前、ワクチン接種の感染ということで統計をとった時期があったんですけれども、それ自体が誤りがあったということもありました。というのが、発症してない方、分母としての捉え方としては、病院に行った人のみとか、あるいは、行かずに発症してる場合とかその辺の分母の計算の仕方が甘くて、1回誤りがあったというのもお聞きしています。なので、今現在、国単位でどれだけそこは把握しているか、ある程度分かると思うんですけれども、そういう誤りがあって。ワクチン接種したからぐっと感染者が下がりましたよというデータも前あったんですけど、それ自体も国の誤りがあったということを知っています。なので、そういう情報があればまたお伝えしたいと思います。

山田勝委員

国の誤りは仕方ないよね。でも、現実にあなた方が手紙を出すから、私たちは病院に行くんですよ。接種に行くんですよ。だから、あなた方がここに行ってくださいよと手紙を出して、あなた方がするからする。であつたら、それなりの結果を示さないことには、それは無責任過ぎるもの。

[発言する者あり]

大橋課長補佐兼国保係長兼新型コロナワクチン対策係長

この新型コロナのワクチン接種につきましては、1回ワクチン接種をしたからその後は

大丈夫というものではなくて、1回接種をした後に、しばらくは抗体というのがつくんですけれども、時間が過ぎると徐々に抗体が落ちていくというのが国の治験でも示されているところです。なので、また、過去の接種から何か月後に、また3回目を打ってくださとか、3か月の接種後に、また4回目を打ってくださという国の指針に基づいて、こちらのほうも対象者の方に案内を出しているところですので、1回打ったからといって絶対にまた発症しないとかそういうことではなくですね。また、感染したからといって次もかかるとかいうわけではなく、また、かかったとしても、抗体の数値が落ちていきますので、免疫をつけるためにも、今のところは、国が推奨する接種間隔で接種していただければと思います。

山田勝委員

分かりましたよ、分かりました。ただ、やっぱり一生懸命みんなに言うんだから、それなりの結論を、指導するために、その気になるために、したほうが良い、しないほうが良いかと思ってる人もいます中ですよ。だから、その付近はやっぱり、いつも説明できるような体制でおかないといけないと思いますよ。

木下孝行委員

53ページ、がん対策事業で。検診をしてもらった結果、19人のがんの発生者及び疑いがある人がいたということでありまして、これは、19人が疑いじゃなくて、みんながんがあったということで、先ほど19人と課長が言ったんだけど、あくまでこの説明書のとおり11人は疑いだったのか、そこはどうなんですか。

猿楽健康増進課長

疑いの方も含めた人数でございます。

木下孝行委員

がんの確認ができた人の中で、レベルがありますよね。1から4、その辺はどういった数字が出てるんですか。初期のがんの発生なんですか、それとも、中には重症のがんになった人もいたんですか。レベルが2とか3とか。そこらどうですか。

篠原保健予防係長

胃がん検診につきましては、1名、がんの方がいましたけれども、進行度はまだ不明ということです。大腸がんにつきましては、2名の方が早期がんでした。乳がん検診につきましては、早期がんの方が1名、進行度不明が1名という形です、それぞれ病院に精密検査を受けに行かれました、その進行度の、レベルの、1からの5段階等の詳しい情報は返ってきませんが、集計としては、早期、進行不明等の判断の区別で報告を受けております。

木下孝行委員

レベルの確認ができていないというようなことですが、これは、確認はできないんですか。

篠原保健予防係長

確認は個別で把握しておりますが、今、持ち合わせておりませんが、先ほど申し上げましたように、早期、進行不明というような段階で、今は集計をしております。また必要でございましたら、進行度の状況、集計表ですね、後で資料としてお渡ししたいと思います。

木下孝行委員

そのレベルがですね、初期段階であればいいんでしょうけど、やっぱりレベルが上がっ

た人が確認されているということは、この検診がかなり有効な事業だというふうに市民にも知らしめができるんだらうと思うんですね。だから、そういう意味では、レベルが悪い人、上がってる人なんかが見たときには、そういうのでぜひ検診を受けてくださいと。この検診で重症の患者が発見できるようなことも市民に知らしめていけば、受診率も少しでも上がっていくんじゃないかなあというふうには思います。また、毎年、検診の向上のために努力はされていると思いますが、やはり毎年同じような周知活動や広報では同じような数字しか出ないと思うので、何かもっと考え方を入れ込んで、できるだけ上がるように努力をしてください。

竹原信一委員

成果説明書の52ページ、健康教育事業について教えてください。教育人数189人というのは、こういう方をどうやって集めるんですか。受講者の話でしょうけども。そして、参加者の16人という数字の絡みがよく分からないんですけど。教育人数189人、参加者16人とか、どういうことなんでしょう。

篠原保健予防係長

健康教育。この成果説明書で書いてあります189人は、出前講座とかですね、希望があったところに保健師等が、栄養士等が出向いて健康教育をしたり、こういう検診後に、こういう教室をしますというような主催講座をしまして、そこに集まった方たちであったり、また、健診のときに、始まる前に教育として時間をとって説明をした人数であったりするものが含まれております。この16人につきましては、4年の1月に生活習慣病のスキルアップ事業ということで、商工会議所を対象にですね、そこの方たちに働き世代の方たちの食生活等の健康教育を行った人数を記載しております。

竹原信一委員

商工会議所の職員を対象にですか。

篠原保健予防係長

これは、毎年、働き世代であったり、若い世代であったり、対象の世代を変えまして健康教育をしておりますが、その前は生命保険の会社であったり、その方たちの昼食時間を利用して、食生活と食生活推進員が作ったランチを食べながら健康教育をしたということになります。

竹原信一委員

次のゲートキーパー養成講座。在宅高齢者福祉アドバイザーというのは、どのような身分、位置づけなんでしょうか。

篠原保健予防係長

在宅高齢者福祉アドバイザーは、介護長寿課所管の委嘱をされているボランティアの団体になります。ボランティアです。委嘱をしている方たちでございます。民生委員さんとともに、地域にいらっしゃる高齢者の方たちの見守りだったり、いきいきサロンのお世話をされたりするアドバイザーの方たちです。阿久根市においては、自殺対策計画の中で、高齢者の自殺が多いということで、前年度は民生委員さんたちを対象に、令和3年度はこのアドバイザーさん方を対象に、高齢者を取り巻く支援者を対象に、ゲートキーパー養成講座を続けて実施しているところであります。

竹原信一委員

報酬もなしに、民生委員たちと一緒にアドバイスをする係を集めて、お願いしててやつ

ているわけですか。自分たちから手を挙げて、そんなことをするような危篤な方をどうやって見つけたんですか。ボランティアといいましたよね。

篠原保健予防係長

すみません。介護長寿課所管なので詳しい金額は分かりませんが、年間の報酬は、少し支払いはあるかと思います。

竹原信一委員

そうなんですか。その件はいいです。

それでは、56ページ。山田議員からもありましたけど、新型コロナ感染症対策の件ですけど。副反応、副作用のひどいのが出てるんだけどという訴えがあった、あるはずなんですけれども、実際あったと聞いてるんですけども、そういった訴えは市役所には来るようにはなっていないのでしょうか。

猿楽健康増進課長

被害の届けについてのことだと思うんですけども、令和3年度につきましては、接種後の副反応が甚大であるということで、1件、もう申請がございました。そこにつきましては、予防接種法に基づく救済制度にのっとって、救済までの申請を受理し、その後、審査をして国、県まで被害届を出しております。

竹原信一委員

被害届を出した。結局、結果はどうなったんですか。

猿楽健康増進課長

まだ、市から国、県に申請をしたところですけども、いまだその回答が来ていないというところがございます。申請は確かにいたしました。

竹原信一委員

やっぱりその障害状態は続いとるわけですよ。そして、病院の治療なんかも自腹で行かないといけない状況になっているはずなんですけども、それについて、阿久根市は何らかの取組をしようとは考えないんですか。

猿楽健康増進課長

接種による被害というのが仮に認定された場合は、予防接種の原因にかかった医療費などについて、全て補償が国からされるものであります。なので、国の承認があったときには、改めてそのような補償費が支払われるということになります。

竹原信一委員

阿久根市としては救済に取り組む考えはないということですね。よろしいですか。

猿楽健康増進課長

市で取り組むというより、もちろんそういう申請があった場合は、事務的な取組はいたします。ただ、このコロナの接種に関する救済制度というのは、法にのっとってするものであり、国がその補償を見るということになっておりますので、かかった費用や被害に応じた医療費等については国から支払われると。市を窓口にもその方に支払われるということですので、もちろん申請等につきましては、私どもが窓口となって申請を続けるということになります。

竹原信一委員

市民が被害にあって、事実上つらい状況にあるときに、それを助けるのに、法律に基づいて国がするまでしちゃいけないということはないわけですよ。阿久根市は、することは

できます。してはいけないという法律はございません。そこは分かってやってください。

〔発言する者あり〕

山田勝委員

国の制度に基づいてするのは当たり前の話ですよ。でもね、阿久根市民が被害届を出したって、どういう状況でどうだったんですか。結果はどうでして、今どういう状況。それをみんな聞きたいんですよ。あなたたちは無責任すぎるもの、あんまり。自分たちでやっておいて。病状はこういう病状でした、こうこうで。そんな説明ができないのでは、しないほうが良いよ。課長、僕が今言ったのを、何を説明した。どの部分で説明したか。

仮屋園一徳委員長

ここで休憩に入ります。

(休憩 午前11時47分～午前11時52分)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

篠原保健予防係長

健康被害につきましては、このコロナワクチンにつきましては、令和3年度から開始ですが、3年度の報告が、医師から予防接種副反応疑い報告という形で報告があったのは7件です。その7件のうち1例が医療費や手当、この救済制度に基づく健康被害ということで申請をされた方が1例です。その方は、30代の女性ですけれども、医療従事者の方でした。接種後に軽いアレルギー反応がありまして、その後もちょっと症状が続いたために、この申請をされた経緯がございます。その方につきましては、市の予防接種健康被害調査委員会を開きまして、関係書類が医療機関からのカルテ等の写しも全部必要になりますので、それら詳細を専門医の先生方に判断をしていただきまして、この事例はこのコロナワクチン接種後の因果関係があるということで、国に報告を上げて、今、審査中でございます。審査につきましては、おおむね半年以上、結果がですね、かかるということになりますので、まだ正式な認定の結果は届いていない状況でございます。

竹原信一委員

課長の認識について、私は誤りがあると思いますよ。というのはですね、この副反応によって亡くなった方、国が1人認定いたしました。90歳の女性の方です。これはワクチンで直接的に亡くなったという証明はできない状況で、この環境化では救済する。この死亡認定をすることが望ましいということでされたわけですね。医学的ではなくてですね、この状況を見て救済に踏み込む。これを国もやっているわけですね。行政というのはそこをしないといけないわけですよ。ものの考え方自体がない。そもそも市役所が本来すべき仕事をする気がないとか、しないといけないということが分かってもないというふうに理解いたします。

山田勝委員

感染症対策のマニュアル。成果説明書の55ページの緊急風しん抗体検査等事業というのをじっと見てみますとね。昭和37年4月2日から昭和47年4月1日までに生まれた男性の方を対象に抗体検査をされたということですよ。その抗体検査された対象者が3年度は1,407人と書いてございますよね。でも、それはずっと見ていきますと、令和元年の対象者

が680人。それから令和2年度、そして令和3年度。受診者数もここに書いてございますけどね。この年代の方々に、この検査、予防接種されたという目的は何だったんですか。

猿楽健康増進課長

こちらも国の制度によって、この時期に生まれた方については、抗体検査等の予防接種を受けていないというところで、国の事業で始まったところなんです。また、人数につきましては年々増えておりますけれども、各生まれた年ごとに、毎年送っているということです。この事業は令和6年度まで続く事業ということで、対象となる方で今まで未接種の方もどんどんどんどん積み込まれていきますので、対象者は年々増えていくというところでございます。

山田勝委員

それなら、一遍これをすれば、後はしなくてもいいんですか。

猿楽健康増進課長

一度の接種で抗体の状況を見ます。それは一度でよろしいです。その後、また必要があれば、本来の予防接種を受けていただくという形になります。

山田勝委員

私はね、下までずっとこう見てみてですね、この風疹にかかればですよ、妊娠中に風疹にかかれば生まれてくる子供に障害が起こることから、家族や周囲の人に感染させないために行いますとありますよね。だから、これはやっぱり男性じゃなくてね、御主人がかかったことによって、お母さんにかかる可能性がある。その付近は、あなたよりも分かっている人がちゃんと説明しないと。それなりに考えるじゃないか。

篠原保健予防係長

55ページの事業の目的に書いてございますように、37年から47年のこの年代の男性は、幼少期に定期接種で1回、風疹のワクチン接種がありました。その後、予防接種法が改正されまして、女子につきましては2回接種があった年代なんですけれども、今、40～50代の男性の風疹抗体がかなり落ちていまして、そのことによって風疹が流行して、妊娠中の女性に影響を及ぼして、奇形を及ぼす、心臓の障害とかですね、未熟児とか、いろんな障害を起こさないようにするために緊急的に国が進めている事業でございます。ただ、そののですね、御夫婦でありますとすごく意識は高いんですけれども、まだその年代の男性が、認識がちょっと弱いところもありまして、この抗体検査を受けていただく方が少ないので、3年間で終わる予定でしたが、国がさらに延長を決めまして、追加で対策事業が継続されることになりました。川薩保健所で近いところでは、3～4年前に流行がかなりありました。それを機に各地でこの流行が繰り返します。その元となる免疫が弱い、抗体価が低い年代に集中して受けていただくということがこの事業の目的でございます。もう少し、市も啓発をしていくところでございますので、ホームページや、今は公式LINE等でも、また啓発をしていこうというところでございます。

山田勝委員

これは非常に大事なことなんですよ。以前は、妊娠中に風疹にかかればですね、中絶していた時代があるんですよ。みんなそういうのはもう分かって、中絶しないと子供がかわいそうだからということで、そういう時期がずっとあったんですが、近頃は、妊娠すれば人命ということで非常に難しい時代になって、それをするためには、これは非常にいいこと。それをしないと、奥さんもだけど、御主人から移されて、風疹のある子供も多い、

そういうあれが多いということだからね、これはそこまでも含めて宣伝をしないといけないと思いますよ。近頃そういう子供が多いから。ぜひ、恥ずかしがることはない。大きな声で、有線放送でも、防災無線でもしていいですからやってください。と思うんですがいかがですか。

篠原保健予防係長

おっしゃるとおり、啓発を強化していくべきだと考えます。今、市では、集団検診や職場検診でも、この男性の方たちが受けられるように連携をとっておりますので、受けてない方にはどうですかと、また啓発をさらに強化していきたいと思います。

〔山田勝委員「私たちもそう言います」と呼ぶ〕

ありがとうございます。

牟田学委員

ちょっと聞きたいと言うか、成果説明書の56ページの感染症対策事業に関連していると思うんですけど。今、コロナで全国騒動していますけど、その裏で、梅毒の感染が日本全国非常に多くて、隣の宮崎県では過去最高という何か記事も見たんですけども、こういう梅毒の感染については、把握はしていらっしゃるんですか。

篠原保健予防係長

今おっしゃるとおり、梅毒の感染者数が増えてきている傾向は、鹿児島県においても増えている状況です。この情報は、通常の子供の感染症は毎週1回、この性感染症ですね、ばい毒とかクラミジアとかの性感染症の情報につきましては、県の環境センターが調べました集計を月に1回、感染症情報として鹿児島県から情報提供が健康増進課にあります。その統計では、おっしゃるとおり増加傾向でございます。このコロナ禍の影響もあってか、若年層の若い年代の梅毒の保有者が多いということで、婦人科のほうでの啓発とかはしているようですが、市として、その情報をまだ啓発していないところでございますので、また啓発については検討していきたいと思います。

牟田学委員

ということは、阿久根でもいらっしゃるのかな。

篠原保健予防係長

この県の情報は、全体として、集計が市のほうにございますが、市町村ごとの情報は得ておりません。ただ、保健所管内でどれだけという数字は来てるように思います。

牟田学委員

ぜひですね、本当に多くなってるということで、やはり阿久根市としてもですね、何らかの形で啓発をしたほうがいいのかないかなあとと思いますのでよろしくお願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止します。

午前中の審査一時中止し、休憩します。

(休憩 午後0時6分～午後1時6分)

○認定第2号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第2号を議題とします。

健康増進課長の説明を求めます。

猿楽健康増進課長

それでは、認定第2号について御説明申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書について御説明いたします。

60ページを御覧ください。保険給付事業の実施状況については、記載のとおりであり、令和3年度の国保の加入世帯は、年度平均3,215世帯、被保険者数は年度平均4,870人となっており、事業の成果の欄にあるとおり、阿久根市の人口のうち25.1%が国民健康保険の被保険者であり、被保険者の53.0%が65歳から74歳までの前期高齢者となっており、令和2年と比べ3.0%増加し、被保険者の高齢化が進んでおります。また、世帯数で55世帯、被保険者数では122人それぞれ減となっております。保険給付費は、前年度比3595万4000円の減となりましたが、1人当たりの医療費は54万3421円で、前年度比約1.1%の増となりました。現状と課題の欄にあるとおり一般会計からの法定外繰入金が必要となりましたが、国民健康保険の被保険者数は年々減少し、高齢者の割合の増加等により1人当たりの医療費が増加していることから、今後もレセプト点検等による医療費適正化事業を推進していくところでございます。

61ページを御覧ください。保険事業は、被保険者の健康管理や医療費の抑制を目的としており、実施状況につきましては、特定健康診査受診者1,859人、特定保健指導受診者115人であり、前年度より増加いたしました。また、事業の成果欄に記載のとおり、特定健康診査向上対策事業に取り組み、令和3年度の特定健診受診率は、速報値で47.4%と前年度より1.3%上昇し、特に40代、50代の受診率が上がったことが特徴的であります。なお、まちづくりビジョンの取組状況に記載している特定保健指導実施率について、令和3年度の実績値62.2%は目標値を上回りA判定としたところでございます。また、特定健診の受診率についても目標値60%を達成できるよう今後も特定保健指導の徹底を図ってまいります。

次に、特別会計の決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明申し上げます。

初めに、一般会計からの繰入金について御説明申し上げます。

決算に関する説明書の4ページを御覧ください。第7款繰入金1項1目一般会計繰入金の収入済額2億7059万6378円は、前年度比7301万9698円、約21.3%の減であります。内訳につきましては、備考欄のとおりであり、その他一般会計繰入金、いわゆる法定外分は皆減となりました。その他一般会計繰入金については、令和3年度において特別調整交付金の増や国民健康保険事業費納付金が前年度より大幅に減額したことにより不要となったものであります。

それでは事業勘定の歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書及び事項別明細書は、ともに5ページを御覧ください。第1款総務費1項1目一般管理費は、職員7名分の人件費やレセプト点検会計年度任用職員2名分の

報酬、被保険者証の郵送に係る役務費などが主なものであり、11節役務費の不用額は、郵便料及び電算処理システム手数料の残が主なものでございます。なお、2名のレセプト点検の会計年度任用職員においては、令和3年度は国保連合会から送付されてきたレセプト9万3594件について、その内容を審査し、過誤調整や再審査請求を行いました。令和3年度の費用効果は、被保険者1人当たり3,551円であり、総額として1088万7000円余りの財政効果がありました。2目連合会負担金は、国保連合会への運営負担金であります。

2項1目賦課徴収費は、保険税の賦課徴収に係る経費であり、郵便料、窓口収納手数料などの役務費が主なものであります。

事項別明細書は6ページです。次に、第2款保険給付費は、前年度比0.6%の減となりました。

1項1目一般被保険者療養給付費の支出済額19億3697万2764円は、前年度比0.5%の減、3目一般被保険者療養費の支出済額1601万5839円は、前年度比約5.1%の増。5目審査支払手数料は、レセプト審査支払手数料やレセプト電算処理手数料であります。

2項1目一般被保険者高額療養費の支出済額3億1993万7140円は、1か月の医療費が一定の額を超えると払戻しする制度であり、約1.5%の減となりました。

決算に関する説明書は6ページ、事項別明細書は7ページを御覧ください。4項1目出産育児一時金は、5件分を支出しました。

5項1目葬祭費の支給額については、35件分を支出しました。

第3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分は、医療費の負担のため、2項後期高齢者支援金等分は、後期高齢者医療制度を支援するため、3項介護納付金は、介護保険制度を支援するために支出したものであります。

決算に関する説明は7ページ、事項別明細は8ページを御覧ください。第6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、生活習慣病予防のために行う特定健診業務の委託料が主なものであります。

2項1目の疾病予防費は、はり・きゅう助成や人間ドック助成の補助金が主なものであります。2目国保ヘルスアップ事業費は、特定健診の結果で生活習慣改善の必要な方への特定保健指導により、被保険者の健康づくりへの意向調査、意識向上及び糖尿重症化の予防を目的とする事業であり、訪問指導を行う会計年度職員2名分の人件費や特定健診受診率向上対策事業として、対象者の特性に合わせた受診勧奨分析などの委託料が主なものであります。

事項別明細書は9ページです。第9款諸支出金1項6目保険給付費等交付金償還金は、令和2年度分の療養給付費等負担金等の交付確定に伴う国への精算返納金です。

決算に関する説明書8ページです。2項1目直営診療施設勘定繰出金は、大川診療所の運営等に係る国の調整交付金分を繰り出したものであります。

以上で歳出を終わり、次に、事業勘定の繰入れについて御説明いたします。

決算に関する説明は3ページ、事項別明細1ページをお開きください。第1款国民健康保険税の収入済額は3億6689万2521円で、全体の収入率は77.5%であり、前年度比2.0ポイントの増、現年度課税分が95.6%で0.5ポイントの増、滞納繰越分が13.7%で1.1%の減となりました。

事項別明細書2ページです。第4款国庫支出金1項1目社会保障番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカード啓発事業として補助されたものであり、補助率は100%

です。2目災害時臨時特例交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置に伴う国の財政支援金です。

決算に関する説明書は4ページです。第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、決算に関する説明書備考欄のとおり、保険給付費に要する費用に対し交付される普通交付金と市町村の財政状況その他の事情に応じて交付される特別交付金であります。

第7款繰入金については先ほど説明したとおりでございます。

事項別明細書は3ページです。第9款諸収入4項2目一般被保険者第三者納付金は、交通事故等に係る納付金であり、4目一般被保険者等返納金は、社会保険から国保への返納金が生じたことによるものであります。

以上で事業勘定を終わり、次に、直営診療施設勘定について御説明申し上げます。

それでは歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書11ページ、事項別明細書12ページを御覧ください。第1款総務費1項1目一般管理費は、2名の看護師会計年度任用職員の報酬のほか、事務用品や電気水道ガス代などの需用費、電子カルテシステムやレントゲン撮影装置の保守料などが主なものであります。

第2款医業費1項3目医薬品衛生材料費は、医薬品等の購入費であり、4目検査等業務費は、2か所の社会医療法人の診療業務の委託料が主なものであります。なお、令和3年度の診療日数は241日で、延べ患者数1,148人、1日当たりの患者数は4.8人であります。

事項別明細書は13ページをお開きください。第4款1項1目基金積立金は、令和2年度分繰越金の2分の1と診療所基金の運用利子分を積み立てたものであり、令和3年度末における基金残高は242万4216円であります。

第5款公債費は、診療場建物に係る市償還金の元金利子分であります。なお、令和3年度の元金の償還金残高は397万5012円であり、最終の償還は令和5年度となっております。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は10ページです。第1款診療収入の収入済額1229万2428円は、前年度比約14.9%の減となっております。診療収入のうち2項4目後期高齢者医療保険からの診療報酬収入が約53.2%を占めております。3項1目諸検査等収入は、各種予防接種や介護保険に係る主治医意見書料等であります。

事項別明細書は11ページです。第6款2項1目事業勘定繰入金は、診療所の運営に係る国の調整交付金分を事業勘定から繰入れたものであり、3項1目一般会計繰入金は、診療収入で不足する財源を一般会計から繰入れたものであります。

以上で、認定第2号についての説明を終わりますが、よろしく御願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第2号について、審査を一時中止します。

○認定第5号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第5号を議題とします。

健康増進課長の説明を求めます。

猿楽健康増進課長

それでは、認定第5号について御説明申し上げます。

令和3年度末の本市の後期高齢者医療の被保険者数は4,650人で、前年度末より61人の減。人口に占める割合は約24.3%、また、被保険者のうち障害認定者数が64人となっています。

それでは決算に関する説明書は32ページ、事項別明細書は33ページを御覧ください。それでは歳出から御説明いたします。

第1款総務費第1項1目一般管理費は、後期高齢者医療事務に係る消耗品等の需用費、被保険者証の郵送に係る役務費が主なものであります。2項1目徴収費は、徴収事務に係る消耗品等の需用費や郵便料、手数料等の役務費のほか保険料等の還付に係る償還金利子及び割引料が主なものであります。

次に、第2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定分担金などを鹿児島県後期高齢者医療広域組合へ納付したものであります。

次に歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書及び事項別明細書はともに31ページをお開きください。第1款保険料1項1目後期高齢者医療保険料の収入済額2億2663万500円は、収入率約99.6%であります。

次に、第3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に対する財政措置であり、被保険者の世帯の総所得金額等に応じて鹿児島県後期高齢者医療広域連合が判定した結果により軽減された保険料につきまして、県が4分の3、市が4分の1をそれぞれ負担して保険基盤の安定を図るものです。

以上で、認定第5号についての説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第5号について、審査を一時中止します。

〔税務課、健康増進課及び大川診療所退室、介護長寿課入室〕

○認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

認定第1号を議題とし、介護長寿課所管の事項について、審査に入ります。

介護長寿課長の説明を求めます。

山元介護長寿課長

認定第1号中、介護長寿課の所管する事項について御説明します。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

成果説明書の65ページをお願いします。高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、運転免許を持っていない市民税非課税世帯に属する75歳以上の高齢者等を対象に、通院や買物時に利用するタクシー料金の一部を助成し、高齢者の外出を支援するものです。事業の実施

状況欄にありますとおり、本事業は令和2年4月から対象地区を市内全域に拡大しております。事業の成果としては、高齢者等の経済的負担の軽減を図り、外出機会の創出につながっていると考えております。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和3年度の事業評価はA評価となっております。

次に、66ページをお願いします。長寿祝金支給事業は、高齢者の長寿を祝福するとともに敬老の意を表し、80歳を迎えられた方には5,000円、88歳を迎えられた方に1万円、100歳到達者には5万円をそれぞれお送りしました。令和3年度に長寿祝金をお渡しした方の総数は554人でした。

次に、69ページをお願いします。高齢者地域支え合いグループポイント事業は、65歳以上の高齢者の方を含むグループで登録をして、互助活動や地域活性化の活動を行った場合に商品券などに交換できるポイントを付与するもので、地域の互助活動の活性化や高齢者を地域で支える地域包括ケアシステムの構築を推進することを目的としております。新型コロナウイルス感染症の影響で活動自粛が増えておりますが、高齢者の地域活動参画へのきっかけづくりになっているところです。

次に、70ページをお願いします。「食」の自立支援事業は、ひとり暮らしや虚弱な高齢者世帯等に弁当の配食サービスを実施することにより、高齢者の食生活の改善、健康保持を図り、同時に、見守り活動、安否確認を行っているものです。現在、調理費用は一般会計の老人福祉費から、配食費用は介護保険特別会計の地域支援事業費から支出しており、1食当たりの委託料は、調理費用が315円、配食費用が260円となっております。また、利用者負担金は370円となっております。なお、令和2年度から、受託事業者における人員確保のための必要経費を安定化支援分として併せて公費負担しております。事業の成果としては、調理や買物が困難な高齢者等の食生活及び栄養改善、利用者の健康維持が図られるとともに、安否の確認を行うことで住宅での安全で安心な生活の維持につながっていると考えております。

次に、72ページをお願いします。老人保護措置事業は、老人福祉法に基づき、環境上、経済的理由などにより、居宅での養護または介護が困難な方を養護老人ホームへ入所措置するものであります。関係機関等と連携し、虚弱な高齢者等の安定した生活環境の確保を図るため、今後も公平で適切な手続による入所措置に努めていく必要があると考えております。

次に、74ページをお願いします。在宅寝たきり者介護手当支給は、65歳以上の高齢者で要介護3以上または要介護2以上で重度の認知症と認定された方を在宅で6か月以上継続して介護している方に対し、年額7万2000円を支給するものです。事業の成果としては、在宅で寝たきり等の高齢者と介護者に対し経済的支援が図られ、高齢者等が住みなれた我が家で生活を継続する一助となっていると考えております。

以上で、主要事業の成果説明書に基づく説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は43ページ、事項別明細書は24ページをお願いします。第3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費は、高齢者福祉サービスに係る委託料、扶助費及び介護保険特別会計への繰出金が主なものです。7節報償費3件のうち在宅高齢者福祉アドバイザー事業謝金は、地域において寝たきりやひとり暮らしの高齢者等の見守りや声かけ、相

談に応じるなどの活動を担っていただくアドバイザー96人分の謝金であります。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の22ページに記載されており、令和3年度の事業評価はB評価となっております。決算に関する説明書は44ページに入り、12節委託料4件のうち共助の基盤づくり事業は、見守りが必要な高齢者や支援を必要とする人などの情報を収集し、個人と地域とのつながりを確保する取組を通じて地域住民相互の支え合いによる共助の基盤を構築することを目的とし、阿久根市社会福祉協議会に委託し、生活支援に関するニーズの把握や緊急通報体制に関する情報の更新、地域支え合いマップづくりの更新作業などを行っております。次に、18節負担金、補助及び交付金のうち後期高齢者人間ドック助成事業は、後期高齢者医療保険加入者を対象に1日人間ドックの助成を行う事業であり、令和3年度は38人の利用がありました。27節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であり、前年度比186万9905円、0.36%の増となりました。

決算に関する説明書は52ページ、事項別明細書は31ページをお願いします。第5款労働費2項1目労働諸費18節負担金、補助及び交付金のうち高年齢者労働能力活用事業は、高年齢者の生きがいつくりと能力を生かした活力ある地域社会づくりに資するため、阿久根市シルバー人材センターが行う高年齢者の就労機会の確保と提供及び能力開発に取り組む事業に対する補助です。

以上で歳出終わり、次に歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は、4ページをお願いいたします。第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち老人保護措置費は、養護老人ホーム入所者の本人及び扶養義務者の負担金であります。

説明書は14ページ、事項別明細書は6ページをお願いします。第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金7節低所得者保険料軽減負担金は、第1から第3段階までの介護保険料の軽減分に係る国の負担分であります。

説明書は17ページ、事項別明細書は7ページをお願いします。第15款県支出金1項2目民生費県負担金8節低所得者保険料軽減負担金は、同じく介護保険料の軽減分に係る県の負担分であります。

事項別明細書は8ページをお願いします。2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち介護長寿課所管分は、備考欄記載の老人クラブ育成事業ほか2事業であります。

説明書は24ページ、事項別明細書は11ページをお願いします。第18款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金は、令和2年度分の一般会計から繰り出した介護給付費等の精算に伴う介護保険特別会計からの精算返納金であります。

説明書は29ページ、事項別明細書は12ページをお願いします。第21款市債1項2目2節老人福祉債は、食の自立支援事業に係るものであります。

以上で、認定第1号についての説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、介護長寿課所管の事項について、審査を一時中止します。

○認定第4号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第4号を議題とします。

介護長寿課長の説明を求めます。

山元介護長寿課長

それでは、認定第4号について御説明申し上げます。

説明に先立ち、本市の高齢化率等について御報告いたします。

令和4年3月末時点の65歳以上の高齢者は8,160人で、高齢化率42.64%であります。また、介護保険の被保険者数等についてであります。令和4年3月末の第1号被保険者は8,103人、要介護認定者は1,750人であり、認定率は21.6%であります。

それでは、初めに主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

76ページから80ページにかけては、介護保険給付事業の実績を記載してあります。事業勘定の詳細等については、この後、決算に関する説明書等により御説明いたしますが、介護給付費の各費目においては、76ページの事業実施状況欄に記載したとおり、令和3年度の増減の主なものとしましては、1行目居宅介護サービス給付費及び3行目施設介護サービス給付費が前年度より増加し、右側の列の8行目の特定入所者介護サービス費が減少しており、全体としては、対前年度比で4447万8839円の増加となったところです。

次に、81ページをお願いします。地域介護予防活動支援事業は、気軽に参加できる介護予防の場として、住民主体の運営によるころばん体操教室の開催を支援し、高齢者が住み慣れた地域で元気に暮らせるよう、日常の中で健康づくりや介護予防に取り組める地域づくりを目指すものです。体操を継続して実践することで、体力の維持向上につながっており、住民主体の運営が行われることで、住民同士の交流や見守り、互助活動の場も広がってきているところです。

次に、83ページをお願いします。高齢者元気度アップポイント事業は、65歳以上の高齢者の健康づくりやボランティア活動に対して商品券に交換できるポイントを付与することにより、健康維持や介護予防、社会参加を促進することを目的としております。閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促し、健康維持や介護予防にも資するもので、高齢者が社会活動に参加する動機づけの一助となっているところです。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和3年度の事業評価は、新型コロナウイルス感染症拡大による活動自粛等の影響もあり、D評価となっております。

次に、84ページをお願いします。寝たきり高齢者紙おむつ給付事業は、常時紙おむつを必要とする65歳以上の要介護高齢者の紙おむつ等の購入に係る経費の助成を行うものであり、要介護高齢者の外出等のサポートや在宅での介護の負担軽減につながったと考えております。

以上で、主要事業の成果説明書に基づく説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

それでは、事業勘定の歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は、19ページ、事項別明細書は21ページになります。第1款総務費1項1目一般管理費は、会計年度任用職員等に係る人件費が主なものであります。

3項2目認定審査事務負担金は、北薩広域行政事務組合への共通経費分及び認定審査会事務事業に係る業務費分の負担金であります。

事項別明細書は22ページになります。次に、第2款保険給付費の支出済額は、前年度比1.5%の増であります。第1項介護サービス等諸費は、要介護の認定を受けた被保険者の方に対する居宅または施設でのサービス給付費であります。

1目居宅介護サービス給付費は、要介護の認定を受け自宅でサービスを受けた際の給付費であり、1万8611件の利用であります。中でも、福祉用具貸与の利用件数が多く、次いで通所リハビリテーションや通所介護、訪問介護等が多く利用されております。

説明書は20ページになります。3目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等で生活するサービスの給付費であります。

5目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等における施設サービスの給付費であり、4,263件の利用であります。

説明書は21ページになります。9目居宅介護サービス計画給付費は、介護サービスを受けるための基本となるケアプラン作成料で、7,505件分であります。

事項別明細書は23ページになります。第2項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者の方に対するサービス給付費であります。

1目介護予防サービス給付費は、要支援の認定を受け、自宅でサービスを受けた際の給付費であり、2,466件の利用であります。

説明書は22ページになります。7目介護予防サービス計画給付費は、介護予防ケアプランの作成に係る経費であり、1,874件の実績となっております。

4項高額介護サービス等費は、世帯ごとに居宅サービスや施設サービスでかかった利用料負担の1か月の合計額が課税所得や市民税の課税状況等に応じて段階的に設けられた上限額を超えた場合に、超えた分に対して支給するもので、高額介護サービス費と高額介護予防サービス費とで6,688件の給付となりました。

説明書は23ページ、事項別明細書は24ページになります。7項特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税世帯の方が介護施設に入所された際の居住費、食費について、一定の限度額を超えた分について給付を行うもので、4,289件分について給付しております。

説明書は24ページになります。次に、第5款地域支援事業費は、被保険者が要介護、要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、自治体を実施する事業であります。

1項介護予防生活支援サービス事業費は、介護予防マネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービスを提供するための費用であります。

説明書、事項別明細書ともに25ページになります。3項包括的支援事業任意事業費は、地域包括支援センターの実施する事業や家族介護支援事業などに要する費用であります。

事項別明細書は26ページに入り、5目在宅医療介護連携推進事業費は、出水市及び長島町と共同で公益社団法人出水郡医師会に事業委託を行っているもので、出水地域在宅医療介護連携推進協議会を設置し、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、連携体制づくりに取り組んでいるものであります。

説明書は26ページにかけて、6目生活支援体制整備事業費は、阿久根市社会福祉協議会

に業務委託するなどして、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの担い手育成、サービスの開発等の事業を実施しているものであります。

事項別明細書は27ページに入り、第6款基金積立金1項1目介護保険基金積立金は基金利子分と繰越金の残額分を積み立てたものであり、令和3年度末の基金残高は、前年度末より850万4583円減の1億4111万3363円であります。

第8款諸支出金1項2目償還金は、令和2年度に係る介護保険給付費等の精算に伴う国、県への精算返納金であります。

説明書は27ページに入り、3項1目他会計繰出金は、令和2年度に係る一般会計への精算返納金であります。

次に歳入について御説明いたします。

介護保険制度における各種介護サービス費用は、原則として、サービス利用者の1割から3割の利用者負担分を除いた額の50%が公費分で賄われ、残りの額を保険料として負担することとなっております。

それでは、説明書は15ページ、事項別明細書は17ページをお願いします。第1款保険料1項1目第1号被保険者保険料については、収入率98.7%で、対前年度比0.5ポイントの増となりました。

次に、第3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、居宅給付費が20%、施設等給付費が15%の負担割合による額です。

2項国庫補助金1目調整交付金は、国の調整交付金割合は、保険給付費の原則5%分ですが、阿久根市は後期高齢者の加入割合や低所得者の割合が高いことなどから、令和3年度は11.26%の割合で交付されました。

説明書は16ページ、事項別明細書は18ページになります。第4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、保険給付費の27%分。2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業費の対象経費の27%分であります。

第5款県支出金1項1目介護給付費負担金は、居宅給付費が12.5%、施設等給付費が17.5%の負担割合による負担金であります。

3項1目及び2目の地域支援事業交付金は、介護予防日常生活支援総合事業及び包括的支援事業任意事業のそれぞれの対象経費12.5%分と19.25%分の県補助金であります。

事項別明細書は19ページに入り、第7款繰入金1項一般会計繰入金の収入済額は、前年度比0.4%の増となりました。

説明書は17ページに入り、5目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料軽減措置の保険料減額分を、国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担したものであります。

2項1目介護保険基金繰入金は、必要額を繰入れたものであります。

以上で、事業勘定を終わり、次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの業務に係る経費であり、要支援1と2に認定された方のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

それでは、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書、事項別明細書とともに30ページになります。1款総務費1項1目一般管理費は、地域包括支援センターのケアマネジャー4人分の人件費が主なものであります。

第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費は、ケアプラン作成業務委

託料と地域包括支援センター電算システムの保守点検料及びシステム改修等の負担金が主なものであります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

説明書、事項別明細書ともに29ページになります。第1款介護サービス収入は、ケアプラン作成に係る収入であり、1項1目介護予防サービス計画費収入分が1,856件、2項2目介護予防ケアマネジメント費収入分が961件になります。

以上で認定第4号についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

成果説明書の84ページ、紙おむつ。こういうふうな利用券というのはいなくてお金を渡せばいいんじゃないかというふうに思うんですけども、この券にする理由というのはどういうことなんですか。

山元介護長寿課長

この紙おむつ券は、利用者の方に交付をさせていただいて、1枚1,000円分の利用券を1人当たり年間最大で48枚交付させさせていただくんですけども、紙おむつを購入する際に、利用者の方が自分で購入されるお店で使えるようにということで、このおむつ券として、利用券としてお渡ししているところでございます。

竹原信一委員

お金でよくないかという話なんですよ、私が言ってるのは。おむつにしか使えないってことに限らないといけないことはなくて、実際には、介護するのは大変。それを支援するというのに、おむつにしないといけない理由というのがないんじゃないかと思うわけですよ。おむつが必ず必要とする人にだけあるわけでしょう。どうなんでしょうかね。もし自分が介護していてですよ、おむつ券よりもお金のほうがよくないかと。これにするメリットというのがよく分からないんですけども。受け取った側にとっては、おむつ券よりもお金のほうがいいんじゃないの。

山元介護長寿課長

この紙おむつ給付事業につきましては、国の地域支援事業交付金を活用しておりまして、この中で、国の基準によりますと、介護用品の支給に係る事業となっているものでございますので、現金でお渡しすると、何に使われたか分からないというところがあるものですから、紙おむつの利用券として交付をさせていただいて、確実に紙おむつの購入費として利用いただいた分について、この事業を適用しているというところでございます。

竹原信一委員

国のほうが商品にしないといけないという縛りというのがあるんでしょうかね。それとも、渡すときにおむつ代ですよって封筒に書いて出せばいいだけじゃないのかなというふうに思ったりもするんですけども、できないということなんですか。国がそこを制限して、お金にはいけない、おむつ買う購入代として渡すのはいけないという定めがあるということなんですか。

山元介護長寿課長

すみません。お答えが繰り返しになるかもしれないんですけども、この事業について

は、今の国の実施基準でいきますと、対象者が要介護3以上または要介護2で重度の認知症の高齢者の方で、かつ、この介護保険料が5段階までの方について適用されているということでございまして、現在のところは、このおむつ券、利用券をお店で使っていただいて、お店からその利用券を1か月分まとめて、こちらにおむつの利用券分ということで、お店から市へ請求していただいて、その分をお支払いしているという形をとっているものですから、市としてはこの利用券という形をとらせていただいているということです。

竹原信一委員

ポイントはそこじゃないんですよ。私が聞きたいのは、そういうふうに商品券にしなければいけないという定めがあるのかどうかを後でもいいから調べて教えてください。

山元介護長寿課長

確認して、また後ほど御報告いたします。

竹原信一委員

85ページの給食サービス。これは足りているんですかね、お金的には。お金がないので要望してもできないとかいうことが始まっていないか。あるいは、距離的にはどこまで配達してくれるのか。2点を教えてください。

仮屋園一徳委員長

竹原委員。1問ずつお願いします。

竹原信一委員

1問ずつでいいですよ。最初のほうをお答えください。

山元介護長寿課長

金額については、この予算の中で事業を実施しているというところでございます。配達は、対象区域が市内全域となっておりますので、利用申請をしていただいて、必要と認められた方については、配達をしているところでございます。

竹原信一委員

あのね、予算の中でという話じゃなくて、予算がなければもちろんできないのだけれども、申請したら予算が足りないのでできませんというようなことが起こってないのかという話なんですよ。

山元介護長寿課長

申請をいただいて、要件に合致している方については、この給食サービスを行っているところです。

仮屋園一徳委員長

ほかに。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第4号について、審査を一時中止します。

この際、暫時休憩します。

〔税務課及び介護長寿課退室〕

(休憩 午後2時6分～午後2時16分)

〔農政課入室〕

○認定第1号 令和3年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

次に、認定第1号を議題とし、農政課所管の事項について審査に入ります。

農政課長の説明を求めます。

園田農政課長

それでは、認定第1号中、農政課所管分の事項について御説明いたします。

初めに、令和3年度に実施した事業のうち主要事業の成果説明書の中から主なものを説明いたします。

成果説明書の89ページをお願いいたします。まず、89ページのデジタル撮影及びデジタルオルソ画像作成業務につきましては、市役所内で共有している地図情報システムについて、登載されていた航空写真が平成26年度更新のままであったため、現況の変化により事務取扱いに支障があったことから新たなものに更新したものです。

次に、91ページの鳥獣被害対策実践事業につきましては、鳥獣による農作物への被害防止のため、国の事業を活用して、捕獲活動や侵入防止柵の設置による対策を図ったものです。結果として、この事業における令和3年度の鹿、イノシシの捕獲頭数は1,618頭で、令和2年度に比較して300頭以上減少しており、このことは、全国的にも同様の状況にあることから、これまでの捕獲活動等による個体数の減少と分析されております。なお、先ほど述べた捕獲頭数に関しましては、例年、国から交付される予算の範囲で、捕獲者に支払った頭数分であり、具体的には令和3年2月から令和4年2月途中までの捕獲分になります。

次に、93ページの機構集積協力金につきましては、92ページ記載の農地中間管理事業の実施に伴い地域に交付した協力金になりますが、脇本の桐野地区及び筒田地区の果樹園、同じく脇本の古里地区及び新田地区の水田について、それぞれ将来の地域農業を継続していくための話し合いを行い、話し合いに基づき同意を得られた農地については、農地の銀行となる鹿児島県農地中間管理機構が一旦預かり、預かった農地を地域担い手に貸し出し、農地集積を図ることで、集積割合や実施面積などの要件に従い協力金が交付されたものです。実施地区における令和3年度の集積面積の合計は83.5ヘクタールとなり、協力金の合計も1,300万円を超えたところですが、現在、交付金については、各地域の農地管理組合により管理されておりますが、使い道については、農業に関する取組であれば、ある程度融通がきくことから、地域の必要に応じて支出をしていくことになっております。

次に、94ページの農業次世代人材投資事業につきましては、新たに農業経営を開始した50歳未満の農業者に対し、経営が不安定な就農初期段階を支援するため、一定の交付金を交付する国の事業です。令和3年度につきましては、この事業を活用して、施設園芸農家が1名、露地野菜生産農家が1名の計2名が新規就農され、継続の対象者と合わせて10名に支援したところですが、また、次の101ページに記載の壮年世代新規就農者支援事業につきましては、国の事業要件に満たない新規就農者に年間100万円を最長で2年間支援する本市独自の事業ですが、この事業活用による令和3年度の新規就農者はなかったため、令和2年度から継続の果樹生産農家1名に対して支援したところですが、なお、この2件の事業につきましては、まちづくりビジョン事業検証資料の取組状況の10ページに記載されており、農業、漁業分野における新規就業者数は2名であり、事業評価はDとなっております。

次に、98ページの耕作放棄地解消対策事業につきましては、耕作放棄地を活用して農業生産活動を行う農業者に対して経費の2分の1を補助する本市独自の事業になりますが、令和3年度は、5戸の農家がこの事業を活用され、1.85ヘクタールを超える耕作放棄地の解消が図られたところです。なお、本事業につきましても、まちづくりビジョン事業検証資料の取組状況の10ページに記載されており、基準値である1.5ヘクタールを超える実績であったため、昨年度に引き続き、事業評価はAとなっております。

次に、99ページの産地づくり対策事業につきましては、3戸以上の農業者が組織する団体等が農業機械設備等を導入する経費に対し、県が3分の1、市が6分の1、合計2分の1を補助する事業であり、令和3年度は4団体が事業実施されました。この事業の実施により、農作業の省力化や農業機械の購入に係る農家の過剰投資を抑制できたところです。

次に、100ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、桜島など活動火山の降灰による農作物への被害を防止するため、洗浄用機械を導入しようとする生産組合に対し、経費の65%以内で補助する県の事業です。令和3年度は、果樹生産組合1件から申請があり事業を実施したところです。

次に、105ページの「食のまち阿久根」魅力発信事業につきましては、コロナ禍でも対応できるイベントとして、市内飲食店10店舗の参加により「華の牛肉祭りAKUNE」を15日間開催し、華鶴和牛のPRと一定の集客によるコロナ禍での飲食店の支援につながったところです。

次に、107ページの県営農業競争力強化基盤整備事業中山間地域型阿久根南部につきましては、鶴川内、赤瀬川、西目、山下など中山間地域を対象に、地域農業の生産性の向上と環境改善を図ることを目的に平成28年度に採択を受けた県の事業です。令和3年度につきましては、令和2年度からの繰越工事である筒田用排水路工事、浦地区の農業用水パイプライン工事、田代下地区と桑原城下地区のほ場整備に係る補完工事などを実施したところです。これらの整備事業については、地域の同意、個別の用地交渉、事業採択、実施設計、国・県の予算措置などを経て、ようやく着工になるため一定の期間を要しますが、地域から早期着工を望む声も多く、国や県への要望も継続しながら早期の完成を目指します。

次に、112ページの農業水資源開発調査につきましては、これまで農業用の水資源が乏しく農業用水の確保に苦慮されていた内田地区及び大林地区において、安定的な生産活動を目的に農業用水を確保するため、それぞれの地区で水資源の調査を行ったところです。この調査により、それぞれ一定の水資源が確認できたことから、今後は、内田地区において県事業によるポンプ設置、大林地区は深井戸の試掘調査を進めてまいります。

次に、113ページの農地耕作条件改善事業協本中央地区につきましては、古里及び新田地区の水田において、排水不良により営農に支障を来していたため、暗渠排水施工による対策工事を行ったものです。この事業実施により、水田における野菜生産が可能になるなど汎用性も高まり、担い手への農地集積を促進することができました。なお、この事業は、令和4年度までの継続事業となっており、事業実施による効果に期待するところです。

次に、114ページの市単独土地改良事業補助につきましては、国や県の補助事業に該当しない土地改良事業のうち受益者が事業主体となって実施する農道、用排水路、生活道路等の改修工事に対し、市が工事費の7割を補助する事業になります。令和3年度は、8地区7件の事業を実施しており、農業用施設の機能回復や地域の利便性の向上を図ることができました。

次に、116ページの農業栽培施設運営事務につきましては、当課所管の農林業振興センターにおいて、豆類を中心とした優良品種生産を目指した実証試験などに取り組み、地域重点品目として、産地維持、生産振興を図りました。また、地域ボランティア団体等34団体に対し、地域美化活動を目的とした花の苗の配布事業を実施しました。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて説明いたします。

令和3年度における農政課全体の予算額3億6900万円に対し、執行額は3億5116万円であり、執行率は95.16%となったところです。

それでは、歳出から説明いたします。

まず、決算に関する説明書は52ページ、事項別明細書は31ページから32ページになります。6款1項2目農業総務費につきましては、2節給料から4節共済費までの職員13名分の人件費が主なものです。また、12節委託料につきましては、デジタル撮影及びデジタルオルソ画像作成事業を委託により実施したものです。

次に、3目農業振興費につきましては、18節負担金、補助及び交付金の農業振興に係る鳥獣被害対策実践事業など25件の補助事業が主なものであり、各種事業の展開により、持続的農業の推進や農家負担の軽減を図ったところです。

次に、決算に関する説明書は53ページ、事項別明細書は32ページになります。4目畜産業費につきましては、18節負担金、補助及び交付金の畜産経営に係る支援事業など7件と素畜導入の資金を貸し付ける20節貸付金が主なものです。なお、「食のまち阿久根」魅力発信事業の実施につきましては、この中でも対応できる店舗型での「華の牛肉祭りAKUNE」を2月9日から15日間開催し、まん延防止等重点措置が適用されていた期間ではありましたが、感染対策を講じながら一定の集客につなげることができたと考えています。

次に、決算に関する説明書は、次の54ページから55ページ、事項別明細書は32ページ下から33ページになります。5目農地費につきましては、12節委託料で、農業用施設の維持管理に係る折多排水機場維持管理業務など8事業、14節工事請負費では、農業用施設の改修工事4件を実施しました。また、18節負担金、補助及び交付金については、主に県営事業による農業基盤整備事業に対し、市負担金を支払ったものです。

次に、7目ダム管理費につきましては、高松ダムの洪水対策調節や高松川流域に設置してあるダム関連施設等の毎年の維持管理及び保守点検等の管理業務費になります。

次に、決算に関する説明書は56ページにかけて、事項別明細書は35ページにかけてになりますが、9目農林業振興センター費につきましては、主に野菜生産振興に対する実証試験や農作業に従事する会計年度任用職員の人件費になり、10目農村環境改善センター管理費、11目西目地区集会施設管理費、13目折多地区集会施設管理費につきましては、清掃作業等施設管理業務に係る委託料や各施設管理にかかる費用が主なものになります。

次に、決算に関する説明書は79ページ、事項別明細書は52ページから53ページにかけてになります。11款4項1目単独農業施設災害復旧費につきましては、14節工事請負費により、40万円以下で国の補助農業災害復旧事業に該当しない農地6地区、農業用施設12地区、計18地区の復旧工事を実施しました。

2目補助農業施設災害復旧費につきましては、農地3地区、農業用施設1地区、計4地区の復旧工事を実施しました。また、令和2年度からの繰越工事であった八郷地区の復旧

工事についても令和3年度で完了したところです。

以上で歳出を終わり、次に歳入について説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は3ページにお戻りください。12款1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の収入済額は、農業施設整備事業に係る2地区からの地元負担金です。

次に、決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は4ページになります。13款1項4目農林水産業使用料1節農業使用料の収入済額は、農村環境改善センター、西目地区集会施設、折多地区集会施設、3施設の使用料です。

次に、決算に関する説明書は18ページ、事項別明細書は8ページになります。15款2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の収入済額のうち農政課所管分の主なものは、決算に関する説明書備考欄にあります15件であり、各種事業に対する県補助金の受入れになります。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は9ページになります。3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金の収入済額のうち農政課所管分は、市町村権限移譲交付金など3件になります。

次に、決算に関する説明書は22ページ、事項別明細書は10ページになります。16款2項3目生産物売払収入1節生産物売払収入の収入済額のうち農政課所管分は、農林業振興センター農作物等販売収入になります。

次に、決算に関する説明書は24ページ、事項別明細書は11ページ1番下になります。20款3項2目農林水産業費貸付金元利収入1節農業費貸付金元利収入の収入済額は、素畜導入資金としてJA鹿児島いずみへ貸付けた元金と元金に対する0.02%の貸付金利子の受入れ額になります。

次に、事項別明細書は12ページになります。4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入の収入済額のうち農政課所管分は、農地中間管理事業事務委託費で推進員の人件費が主なものです。

次に、決算に関する説明書は27ページになります。5項4目雑入20節雑入の収入済額のうち農政課所管分は、会計年度任用職員の雇用保険料など8件になります。

次に、決算に関する説明書は30ページ、事項別明細書は13ページになります。21款1項5目農業水産業債1節農業債の収入済額は、農業施設整備事業等に係る6件の財源充充分になります。

最後に、決算に関する説明書は31ページになります。10目災害復旧債5節農業施設災害復旧債の収入済額は、災害復旧に係る単独及び補助農業施設災害復旧債の財源充充分となります。

以上で、農政課所管分について説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔農政課退室、農業委員会事務局入室〕

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、農業委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

農業委員会事務局長の説明を求めます。

園田農業委員会事務局長

それでは、認定第1号中、農業委員会事務局が所管する事項について御説明いたします。まず、主要事業の成果説明書の中から主なものを説明いたします。

成果説明書の119ページをお願いいたします。農地利用最適化推進事業につきましては、農地利用の最適化を図るため、農業委員12名及び農地利用最適化推進委員7名により、農地調査並びに推進活動等を実施いたしました。この活動の実施により、農地掘り起しが進み、57.8ヘクタールの農地集積を図ることができました。なお、農地の貸し借りに関する法律については、令和5年4月1日から見直されることになっているため、内容を十分把握しながら、地権者等にも理解を求め、効率的な推進を図っていく必要があると考えます。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて説明いたします。

令和3年度における農業委員会の予算額は4,007万円に対し執行額は3,906万円であり、執行率は97.49%となっております。

それでは、歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は52ページ、事項別明細書は31ページをお願いします。6款1項1目農業委員会費につきましては、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7人、合計19名分の1節報酬と事務局職員4名分の人件費である2節給料から4節共済費までの内容が主なものです。

次に、決算に関する説明書は55ページ、事項別明細書は33ページになります。8目農業者年金事務費につきましては、農業者の老後生活の安定を図るため、加入促進活動や農業者年金裁定請求事務等の執行に関する費用が主なものです。

次に、決算に関する説明書は56ページ、事項別明細書は35ページになります。12目農地利用対策事務費につきましては、農業委員等の資質向上を図りつつ、担い手農家への農地集積、集約化などを促進する機構集積支援事業に係る経費であり、その事務に携わる会計年度任用職員の1節報酬から4節共済費までの人件費が主なものになります。

次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は5ページにお戻りください。13款2項4目農林水産業手数料1節農業手数料のうち農業委員会の所管分は、決算に関する説明書の備考欄にある各種証明手数料や嘱託登記手数料6件になります。

次に、決算に関する説明書は18ページ、事項別明細書は8ページになります。15款2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会所管分は、決算に関する説明書の備考欄、農業委員会費など3件になります。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は9ページになります。3項5目農林水産業費県委託金1節農業費委託金のうち農業委員会所管分は、市町村権限移譲交付金となります。

次に、決算に関する説明書は24ページ、事項別明細書は12ページになります。20款4項

4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入のうち農業委員会所管分は、農業者年金の年金受給者数、被保険者数、新規加入者数などを基礎として算出した金額を独立行政法人農業者年金基金から事務費として交付されているものです。

最後に、決算に関する説明書は28ページに移りますが、5項4目雑入20節雑入のうち農業委員会所管分は、会計年度任用職員の雇用保険料と全国農業新聞普及推進助成金です。

以上で、農業委員会所管分について説明を終わりますが、御審議のほど、よろしく願います。

仮屋園一徳委員長

事務局長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、農業委員会事務局所管の事項について、審査を一時中止します。

〔農業委員会事務局退室〕

仮屋園一徳委員長

ここでお諮りします。

本日の審査は農業委員会事務局までを予定していましたが、時間がありますので、明日予定している水産林務課の審査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

ただいまから、水産林務課の審査に入ります。

〔水産林務課入室〕

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。

水産林務課長の説明を求めます。

大石水産林務課長

認定第1号中、水産林務課の所管する事項について説明します。

初めに、主要事業の成果説明書について、主なものを説明いたします。

122ページをお開きください。第6款農林水産業費2項2目林業振興費の作業道急坂局部舗装事業については、林業における作業道の急坂部分での作業の効率化と安全確保を図ることを目的に作業道の舗装工事費の一部を補助しており、令和3年度は3路線、延長235メートルの実績となりました。この事業の補助率は70%以内となっていることから、要望が多く寄せられており、特にタケノコの生産意欲の向上が図られると事業実施者から高い評価を受けているところです。

次に、123ページを御覧ください。林業振興費の有害鳥獣捕獲事業については、イノシシや鹿などによる農林産物の被害防止や生活環境の悪化防止などを図るために有害鳥獣の捕

獲を実施しており、令和3年度の捕獲謝金の対象となった鳥獣の捕獲数は、令和2年度と比較して、イノシシが308頭減少の360頭、鹿が5頭増加の673頭、アナグマが100頭減少の210頭の捕獲実績となっております。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の10ページに記載されており、令和3年度は、目標値である1,10頭の1.79倍になる頭数の捕獲実績となったことから、事業評価がAとなっております。ただし、まちづくりビジョンの取組状況に、令和3年度の実績として記載されている1,967頭は、市の捕獲謝金の対象とされない狩猟期間中に鳥獣保護区以外に捕獲された鳥獣の数647頭を含む捕獲頭数となっております。

次に、124ページをお開きください。林業振興費の竹林改良促進支援事業については、放置された竹林を解消するため、竹林所有者等がチップ材として搬出する竹材の伐採等に係る経費の一部を助成し、竹林改良及び竹材の安定的な供給を図ろうとするものであり、令和3年度の竹材の搬出実績は、約1,218トンとなっております。

次に、125ページをお開きください。林業振興費の放置竹林解消等奨励交付金事業については、放置竹林の解消と発生防止及びタケノコの生産増大を図ることを目的に、竹林の賃貸借契約を締結した方に対して奨励金を交付するものであり、令和3年度は、竹林の賃貸借契約件数が5件、契約対象面積が約338アールとなっております。

次に、126ページをお開きください。林業振興費の森林環境譲与税事業については、植林や間伐等の手入れが不十分な森林が増えていることから、間伐や人材育成担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発等の森林整備及びその促進を図ることにより、森林の有する公益的機能の発揮を確保しようとするものです。令和3年度は、森林の整備について意向調査を実施したほか、林道阿久根中央線の横断溝や舗装の修繕を実施したところです。意向調査については、森林所有者36人に調査票をお送りし、15人から回答を得ており、対象となる森林面積32ヘクタールのうち所有者が自ら管理を希望する面積が6.97ヘクタール、市に委託を希望する面積が5.45ヘクタール、無回答、その他が19.58ヘクタールとなったことから、引き続き適切な森林管理を推進することとしております。また、執行残につきましては、後年の森林整備等のため、森林環境譲与税基金に積み立てております。

次に、130ページをお開きください。水産業振興費、水産業振興単独事業、漁業用機器等修理費補助事業については、漁業者の漁獲効率の向上に資する機器等の修理に係る負担軽減を図るため、経費の2分の1以内、50万円を限度として補助金を交付したものであり、令和3年度は、22件について補助金を交付しております。

次に、133ページをお開きください。水産物流通対策事業については、阿久根漁港に水揚げを誘致するため、大型外来船に対して氷代の一部を補助することにより、阿久根漁港の水揚げの増加を図る水産物流通対策事業と水産物の鮮度保持による魚価の安定を図るために、地元業者に氷代の補助を実施する水産業活性化事業の二つの事業となっております。令和3年度の阿久根漁港の水揚げのうち大型外来船による水揚げ実績は、2927.6トン、3億3800円余りであり、地元漁船による水揚げ実績は3745トン、6億7800万円余りとなっております。なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の10ページに記載されており、令和3年度水揚量が目標値の1万4723トンを下回り、8,555トンであったことから、令和3年度の事業評価はDとなっております。

次に、136ページをお開きください。水産業振興費、水産業振興単独事業の磯焼け対策事業については、ウニ類などの食害により、磯焼けが継続している海域において、食害生物

を駆除することにより、藻場の再生を図り、磯根資源の増殖と漁業生産力の向上を図ることを目的として実施しており、令和3年度は16回の駆除作業を実施し、約6.2トンのウニを駆除しております。近年では、アイゴなどの藻食魚類による食害や海水の上昇などにより、これまでどおりウニの駆除では効果が発現せず、藻場の回復が図られない海域があることから、ウニ駆除と併せて魚類対策の実施が求められているところです。

次に、主要事業の成果説明書には記載がありませんが、漁業後継者就業支援交付金については、漁業者の高齢化と後継者不足が大きな問題となっていることから、漁業後継者就業支援金を交付し、新たな漁業に就業する青年を将来の漁業の担い手として確保・育成することを目的に平成28年度から実施しております。これまでに7人の新規就業者として認定をしておりますが、令和3年度に新規の申請はありませんでした。なお本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の10ページに記載されており、令和3年度の事業評価はDとなっております。近年の漁業は、従来の漁法では期待する漁獲量を確保できないなど、自然の影響を受ける漁業の経営は非常に厳しいことから、引き続き、北さつま漁協とも協力して、新規就業者の確保に取り組んでいきたいと思っています。

以上で主要事業について説明を終わり、決算に関する説明及び事項別明細書に基づき主なものについて説明します。

決算に関する説明書は56ページから事項別明細書は35ページからになります。まず林業費について説明します。第6款農林水産業費2項1目林業総務費は、2節給料から4節共済費が職員2名の給料や職員手当及び共済費であり、18節負担金、補助及び交付金は、北薩地域森林林業振興協議会ほか2件の負担金が主なものとなっております。

次に、2目林業振興費は、1節報酬から4節共済費が会計年度任用職員3名に係る報酬や職員手当及び共済費であり、7節報償費は、有害鳥獣捕獲事業に係る捕獲対策謝金となっております。なお、有害鳥獣捕獲事業については、捕獲数が令和2年度より293頭減少したことにより、事業費は158万7000円の減額となっております。10節需用費は、鶴川内地区集会施設や山村開発センターの光熱水費や施設修繕料が主なものです。12節委託料は、林道や市有林の伐採業務ほか5件、14節工事請負費は、供用開始後52年になる白木川橋の橋梁改修工事や鶴川内地区集会施設の屋根等の改修工事のほか1件、18節負担金、補助及び交付金は、紫尾幹線林道維持管理協議会ほか2件の負担金と作業道急坂局部舗装事業のほか3件の補助金であり、14節積立金は、事業費の執行残を森林環境譲与税基金に積み立てたものです。

次に、3目市有林造成費は、10節需用費の阿久根大島松くい虫防除に係る薬剤購入のほか、11節役務費の森林保険料、12節委託料は、脇本海岸に隣接する市有林の松くい虫防除に係る委託料が主なものです。なお、積立金については、阿久根大島名勝松造成基金を同基金に積み立てたものです。

次に、水産業費について説明します。3項1目水産総務費は、2節給料から4節共済費が課長ほか職員4名に係る給料や職員手当及び共済費であり、18節負担金、補助及び交付金は、阿久根警察署管内沿岸防犯連絡協議会ほか5件の負担金が主なものです。

次に、2目水産業振興費18節負担金、補助及び交付金は、広域漁場整備事業や藻場干潟等保全活動支援事業ほか1件の負担金と水産物流通対策事業や種子島周辺漁業対策事業ほか7件の補助金が主なものです。種子島周辺漁業対策事業については、令和3年度から令和4年度にかけて、北さつま漁協が実施する製氷工場の新設に係る補助事業であり、令和

3年度は主に建屋及び冷凍機器等が設置され、令和5年2月末に完成予定となっております。水産物流通対策事業、磯焼け対策事業、漁業用機器等修理費補助事業については、主要事業の成果説明で説明したとおりとなっております。次に、24節積立金は、水産振興基金の利子であり、同基金に積立てたものです。

次に、3目漁港管理費10節需用費は、光熱水費や照明灯の修繕料が主なものであり、12節委託料は、阿久根漁港の環境緑地施設管理業務のほか1件、14節工事請負費は、脇本漁港深田地区にトイレを新設したものであり、18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県漁港漁場協会の負担金となっております。

次に、4目漁港建設費、18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県が行う阿久根漁港の岸壁の改修やひさしの設置など漁港整備事業に係る鹿児島県への負担金となっております。

次に、5目栽培漁業センター費1節報酬から4節共済費は、会計年度任用職員に係る報酬や職員手当及び共済費であり、10節需用費は、光熱水費や施設の修繕料が主なものです。12節委託料は、警備業務ほか4件となっております。なお、栽培漁業センターについては、令和4年6月末の出荷をもって業務を終了しており、現在、財産の処分に係る処理を行っているところです。

次に、災害復旧費について説明します。決算に関する説明書は79ページ、事項別明細書は53ページをお開きください。第11款災害復旧費4項3目単独林業施設災害復旧費12節委託料は、令和3年7月10日の豪雨により被災した林道紫尾線及び林道仁床線の災害復旧に係る測量設計業務を委託したものです。13節使用料及び賃借料は、大雨により林道に堆積した土砂を除去するためバックホウなどを借り上げたものです。14節工事請負費は、令和2年7月の大雨により路肩が崩壊した林道仁床線の災害復旧箇所に防護柵を設置したものであり、路肩の復旧工事とあわせて、令和3年度に繰越して施工したものです。

次に、4目補助林業施設災害復旧費14節工事請負費は、令和2年7月に被災した林道二床線の路肩の復旧工事と令和3年7月10日の梅雨前線豪雨及び8月11日から18日にかけての豪雨により被災した林道紫尾線及び林道仁床線の災害復旧に係るものであり、その一部を前金払により支出したものです。なお、令和3年度に被災した箇所の工事については、令和4年度に繰越しして施工しており、令和4年7月に完成しております。

以上で歳出の説明を終わり、歳入について説明します。

決算に関する説明書は8ページ、事項別明細書は2ページをお開きください。第2款地方譲与税4項1目森林環境譲与税は、私有林の人工林面積、林業就業者数などにより算定され、交付されたものです。

次に、決算に関する説明書は11ページ、事項別明細書は4ページをお開きください。第13款使用料及び手数料1項4目農林水産業使用料の2節林業使用料は、鶴川内地区集会施設使用料ほか2件、3節水産業使用料は、第1種漁港占用料ほか1件となっております。

次に、決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は5ページをお開きください。2項4目農林水産業手数料の2節林業手数料は、森林簿等の交付手数料であり、3節水産業手数料は、船員手帳の交付手数料です。

次に、決算に関する説明書は18ページ、事項別明細書は8ページをお開きください。第15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金の2節林業費補助金は、白木川橋橋梁改修工事に係る補助金であり、3節水産業補助金は、種子島周辺漁業対策事業に係る補助金のほか、藻場干潟等保全活動に係る交付金となっております。

次に、10目災害復旧費県補助金の6節林業施設災害復旧費補助金は、令和2年7月に発生した豪雨により被災した林道仁床線の災害復旧工事について、令和3年度に繰越しして実施したことから、令和3年3月31日に変更調定により減額し、改めて、令和3年度に調定した874万7000円と令和3年7月から8月の大雨により被災した林道紫尾線及び林道仁床線の災害復旧工事に係る補助金721万1000円です。なお、令和3年度林業施設災害復旧工事は、令和4年度に繰越しして施行したことから、収入未済額については令和4年度に調定しております。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は9ページをお開きください。3項委託金5目農林水産業費委託金の2節林業費委託金は、松くい虫特別防除事業ほか、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する事務と入会林野の権限移譲の近代化の助長に関する法律に関する事務に係る市町村権限移譲交付金等であり、3節水産業費委託金は、漁港使用料の徴収と漁港の構成調査に係る委託費となっております。

次に、決算に関する説明書は22ページ、事項別明細書は9ページをお開きください。第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち水産林務課所管分が水産振興基金、阿久根大島名勝松造成基金、森林環境譲与税基金に係る利子です。

次に、2項1目不動産売払収入の2節立木売払収入は、市有林の間伐により発生した木材の売払収入であり、3目生産物売払収入のうち水産林務課所管分は、栽培漁業センターで生産したアカウニとアワビの種苗を販売したものです。

次に、決算に関する説明書は27ページから28ページ、事項別明細書は12ページをお開きください。第20款諸収入5項4目雑入のうち水産林務課所管分は、会計年度任用職員に係る雇用保険料ほか2件となっております。

次に、決算に関する説明書は30から31ページ、事項別明細書は13ページをお開きください。第21款市債1項5目農林水産業債の2節林業債は、林業施設整備事業と有害鳥獣捕獲事業に係る市債。3節水産業債は、水産業活性化事業、漁港整備事業、種子島周辺漁業対策事業に係る市債。10目災害復旧債の6節林業施設災害復旧債は、林道の災害復旧事業に係る市債となっております。

以上で水産林務課所管の説明を終わりますが、よろしくお願ひいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

134ページ、成果説明書の高松川漁協種苗放流事業なんですけども。うなぎ30キログラムって、うなぎの稚魚というのは、大体1キロ100万円ぐらいするはずなんですけれども、これは何か単位が違っているんじゃないかという気がしますけど、どうなのでしょう。

大石水産林務課長

高松川漁協の放流事業に用いられている種苗といっても、実は小さなものではなくて、すぐに食べられる大きさのものが送られてきてます。養鰻事業者から購入した1尾100グラムから150グラムほどあるウナギを現在、放流に使っております。

竹原信一委員

高松川漁協。半額市が補助しているわけなんですけれども、実際、漁協のそれを高松川で漁業をして、仕事としてされてる人たちは、それだけの収入を得られているのでしょうか。

大石水産林務課長

高松川漁協の組合員さんの中で、生業として漁業を、河川での漁業を営んでいる方は、実際はいらっしゃいません。ですので、漁業収入としては非常に小さなものだと思います。主には自家消費というふうに考えているところです。

竹原信一委員

自家消費量ぐらいなのに、当事者の支払いというか、この事業に対してですね、半分、11万8000円ぐらいはこれに使われたわけですね。それで出せるぐらいの収入をあるということでないとならないと思うんですけど、どうなんでしょう。

大石水産林務課長

高松川漁協では、組合員さんから賦課金として、事業に必要な負担をもらってるということ、河川の工事に絡んで様々な協力金を得ているということで、それを組合の運営費に充ててるというふうに聞いております。

川上洋一委員

ちょっと休憩をお願いしたいんですけど。

仮屋園一徳委員長

休憩に入ります。

(休憩 午後3時14分～午後3時24分)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

農政課長にも聞きたかったんですけどね。有害鳥獣捕獲という事業とですね、有害対策実践事業とこういうのがありますよね。農政課と水産林務課の仕事が別々にあるんですが、でも現実にはやってることは同じなんですけどね。どう違うんですか、農政課の分と。

大石水産林務課長

水産林務課で所管している事業については、獲ることが主なものです。有害鳥獣を捕獲することが主な事業というふうに考えていただければいいと思います。農政課で所管している事業については、防ぐこと。例えば、畑の周りに柵を設置する、電気柵を設置するというものが主なもの。それと、国からの交付金を受け入れて事業を実施する、捕獲謝金に対する上乘せというものが農政課で所管している事業ということになります。

山田勝委員

農政課でやっている部分についてもね、イノシシを捕獲する捕獲謝礼金でしょ。全く同じ仕事を、同じ役所内で、二つの課にまたがってる。だからこちらは、あなたが今言うように、私のところはこれなんです、私のところはこれなんですよというふうにちゃんと仕分をしてやってほしいなと思っております。そういうことでお尋ねしたわけですから、頑張ってやってください。

竹原信一委員

136ページの植食性魚類による食害ということが書かれておりますけれども、実際のところ、今、その対策というのはどういうふうにかえられているのでしょうか。

大石水産林務課長

植食生魚類って、なかなかなじみのない言葉だと思います。阿久根近海に住んでいる魚では、アイゴ、バリとかいわれます、阿久根の言葉で言うとヤノイオと言われたりしますが、アイゴ。それとブダイ、それとニザダイ、それとイスズミという魚が主なものというふうに考えています。特にアイゴについては、体調が10センチ未満のものが非常に多く生息してまして、大量に海藻を食べていく現象が随分、毎年観察されているところです。ほとんど漁獲されても利用されないものですから、漁業者も嫌って網を入れません、現在のところ。有効活用が図られていないものですから、どんどん海の中でも増えていっている状況だというふうに考えます。阿久根市内にある水産加工業者もこのことを随分危惧していて、何か対策できないかということで、加工品の試作等も今、取り組んでるところと聞いてます。アイゴだけではなくて、イスズミという魚、非常に大きな魚です。3キロから4キロぐらいにも成長します。それを使っての加工の試みもなされていますので、そういう魚を獲るところから、業者にも今年度はお願いしているところです。

竹原信一委員

次のページの漁協の経営改善の話ですけども、現状と見通しについて詳しく説明してください。

大石水産林務課長

令和3年度の北さつま漁協の決算状況について説明させていただきますが、令和3年度の剰余金として226万5141円。これが黒字ということで計上されています。ですけれども、現在、令和3年度末で、未処理、負債額が2億1153万2796円となっておりますので、これが解消されれば、漁協としても、随分経営は楽になるかと思っているところです。

竹原信一委員

見通しは。

大石水産林務課長

現在、経営改善計画の10か年の7年目ということで、あと2年半ほど残っていますが、その中で解消ができる見込みというふうに組合長からはお話を聞いているところです。

岩崎健二委員

成果説明書139ページ、栽培漁業センター費について。令和4年度の種苗出荷をもって終了ということで聞いているのですが、もう既に終了したんでしょうか。

大石水産林務課長

出荷が全て終わりましたので、ポンプは現在、動いておりません。全て止まっております。業務としては終了してございまして、現在、施設の処理、処分に関する事務処理が進んでいるところです。

岩崎健二委員

令和4年度の分になりますので、次年度お伺いしたいと思います。

濱門明典委員

成果説明書の123ページ。このイノシシを獲った後の処理というのが捕獲者の方が非常に体力的にも大変だということと言われるんですが、減容化施設を造るような話もあったんですが、そこらのところは怎么样了んですか。

大石水産林務課長

現在、設置場所について選定がほぼ終わりました、購入する機材の規模、設置の時期に

ついて、現在、話を進めております。

濱門明典委員

非常に捕獲者も高齢者で、ここができると自分たちも持って行って、さっとそこに持っていけるというのがあるものですから、できるだけ早く、そういうのはもう何年か前から言ってるんですけど、なかなか進まない状況というのが、捕獲者の方から言われるものですから。できるだけ早く施設をつくってくれということです。よろしくお願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔水産林務課退室〕

仮屋園一徳委員長

ここでお諮りします。

次は、商工観光課の審査を予定しておりますが、商工観光課まで行って終わりたいと思っているんですけど、委員の皆さんの御意見を伺います。

行ってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

商工観光課の審査に入りますが、この際、暫時休憩します。

(休憩 午後3時35分～午後3時45分)

〔商工観光課入室〕

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

商工観光課長の説明を求めます。

尾塚商工観光課長

認定第1号のうち商工観光課所管の事項について説明します。

初めに、主要事業の成果説明書の中から、令和3年度の事業について主なものを御説明いたします。

142ページをお開きください。まず、物産品販路拡大支援事業であります。新商品開発支援事業は、継続的な製造と販路拡大を目的とした新商品開発に取り組んだ事業者に対して、費用の一部を補助したもので、水産物や農産物などを活用した加工品の開発がありました。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の12ページ、基本目標1に記載されておりますが、令和3年度の事業評価は、単年度目標の5事業者を超える14事業者の実績となり、また、累計目標の10事業者に対し23事業者となったことから、A

となっております。また、薩摩川内市と日置市と3市で構成する薩摩の国広域輸出促進協議会では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、海外への事業展開が制限されたところではありますが、今後は、市内事業者に対し、さらに本事業内容を周知し、新たな販路拡大として海外市場への展開を促進していきたいと考えております。

144ページをお開きください。次に、創業支援事業であります。市内での創業の促進、産業の活性化を図ることを目的に、市内で新たに創業する方に対し、会社または個人事業の設立、雇用促進、店舗の賃借料の経費の一部を補助したものであります。また、令和3年度から本事業の対象要件となる創業セミナー受講についても、セミナーを主催する商工会議所へセミナー開催に係る補助を行ったことで、計画的にセミナーが開催され、令和4年度以降もセミナー受講による一定の創業が見込まれており、地域の産業の活性化を図るために引き続き支援が必要であると考えます。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の12ページ、基本目標1に記載されておりますが、令和3年度の事業評価は、単年度目標の3件、累計目標の6件に対し8件となってなったことから、Aとなっております。

145ページをお開きください。次に、就職情報サイト事業所掲載支援事業であります。この事業は、令和3年度からの新規事業であり、市内企業の人材確保に対する支援として、企業の求人情報を掲載し、採用活動の支援と支援を行うことで労働力の確保を図ることを目的に、就職または転職を希望する方々が登録している就職情報サイトへの求人広告の掲載に係る経費の一部を補助したものであります。令和3年度は、市内の16の企業が掲載され、市内で開催する企業説明会に参加できなかった方々にも閲覧していただいたことで、2人の採用があったところです。

147ページをお開きください。次に、地元人材雇用支援事業であります。この事業は、市内企業への新規就労者及び当該新規就労者を正規に雇用した地元企業に対し、奨励金を交付し、本市商工業の振興と定住促進を図ることを目的に実施したものであります。交付対象は、令和2年4月以降の新規就労者及び雇用者企業であり、新規就労者は21人で210万円を、地元企業へは14の事業者へ19人分190万円を交付しました。今後も、市内事業者への就労の動機となるよう広く情報発信を行うことで、事業の周知を図っていききたいと考えております。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の12ページ、基本目標1に記載されておりますが、令和3年度の事業評価は、Uターン者に対しては目標の8人対して9人でAとなりましたが、高校新卒者は目標の10人に対し5人となりDとなったところでもあります。

148ページをお開きください。次に、新型コロナウイルス感染症対策事業であります。新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に大きな影響を受けた市内事業者や市民生活を支援するため、事業実施状況欄の7事業を実施しました。また、事業の成果に記載のとおり、プレミアム付商品券事業や特産品等流通促進事業により、市内事業者の経営支援、市内経済の活性化や市民生活の支援につながり、さらに、飲食店の営業時間短縮要請で大きな影響を受けた酒類販売事業者や宿泊事業者に対し直接給付を行い、事業継続の支援を行いました。しかしながら、現在もなお感染拡大の終息が見えない中、市内事業者への影響は大きいことから、これまでの事業効果、市内経済の状況を把握した上で、今後も必要な対策を講じていく必要があると考えているところです。

149ページをお開きください。次に、ふるさと納税推進事業であります。令和3年度中

に201品目の返礼品を新たに追加し、ふるさと納税ポータルサイト数を増やすなどの取組を進め、2億2700万円を超える寄附額を達成しました。また、このふるさと納税推進事業を通じて、本市の魅力が伝わるような取組を行ったことで、阿久根ブランドのPR、阿久根ファンの創出、販路拡大等の産業の活性化にもつながりました。ただし、本市のふるさと納税の現状として、平均寄附単価が低く、返礼品の提供に要する経費について、送料の割合が高い傾向にあることから、返礼品の寄附額設定や掲載する返礼品の見直しを随時行い、寄附単価を向上させる必要があります。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の44ページ、基本目標6に記載されておりますが、令和3年度の事業評価は、ほぼ目標額に近い実績でありましたが、目標額に届かなかったことからBとなっております。引き続き、返礼品の充実を図りながら、新たなポータルサイトを活用して、阿久根の魅力を発信することにより寄附額の増を図ってまいります。

150ページをお開きください。次に、もっと知りたい！行ってみたい！阿久根の魅力発信事業であります。新型コロナウイルス感染症の終息を見据え、阿久根をアピールし、阿久根のまち全体の魅力を発信することで、観光客の誘客、特産品の販売促進、新たな交流人口の増加を図ることを目的に実施した事業で、著名なタレントを起用したイメージ動画、電子雑誌、パンフレット等を作成しました。作成したPR動画等は、ユーチューブや市のSNS等で発信されているほか、市ホームページや観光サイト、ふるさと納税ポータルサイトにも掲載し、本年5月末で、動画の総再生回数は23万回を超えており、本市の認知度向上、イメージアップ、さらに、ふるさと納税の寄附額増につながっていると考えております。今後もこの事業実施による効果を最大限に発揮するために、特産品や移住促進イベント等の催事での動画等の活用、ふるさと納税返礼品へのパンフレットの同封などにより、引き続き、市の認知度向上、イメージアップを図る必要があると考えております。

152ページをお開きください。次に、体験型観光コンテンツ開発事業補助であります。地域の魅力発信を通じた観光の振興を図るため、体験型観光コンテンツの開発及び改良に関する事業に取り組む者に対し補助金を交付したものであります。令和3年度は、カヤック体験、サップ体験、海釣り体験など、市内事業者等による体験型観光コンテンツの開発に寄与することができ、今後の市内における観光客の増加が期待できると考えております。なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の14ページ、基本目標2に掲載されておりますが、令和3年度の事業評価は、目標の参加者数の300人を上回ったことから、Aとなっております。今後、体験型観光で観光推進を図るためには、コンテンツの数をさらに増やすとともに、あわせて、安定的な集客を図るため、情報発信を行い、宿泊施設や旅行会社等多様な主体との連携が必要であると考えております。

155ページをお開きください。次に、阿久根大島謎解きウォーキング事業であります。この事業は、新規事業として、鹿児島県地域振興推進事業を活用し実施したもので、海水浴に限らず、近年高まっているアウトドア需要やウェルネス志向に対し、阿久根大島の利用促進を図ることを目的にウォーキングイベントを開催したものであります。10月の秋のシーズンにイベントを開催したことで、海水浴以外の阿久根大島の価値が伝わり、数年にわたる阿久根大島への誘客につながり、観光客の増加や渡船事業の安定化が期待できたところです。今後も、夏場以外の阿久根大島の魅力を発信し、通年の誘客と交流人口の増加につなげる取組を行う必要があると考えております。

最後に159ページを御覧ください。寺島宗則旧家保存活用事業であります。令和2年度

から一般公開を開始したことに伴い、記念館の開設、施錠、清掃等の維持管理及び来館者への対応に係る業務を委託しました。また、記念館の環境整備として来館者用トイレの設計業務を行い、令和3年3月に工事請負契約を締結し、繰越事業として整備に着手し、昨年8月に完成したところです。寺島記念館は、これまで延べ4,400人の来館者があり、本市の新たな観光施設として観光客の増加に寄与することができたと考えております。今年度は、記念館敷地外構工事を予定しており、今後、さらなる観光客の増加を図るため、記念館内の展示内容を充実させていくことが必要と考えているところです。

続きまして、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、事業執行の主なものについて御説明いたします。

初めに歳出予算から御説明いたします。

決算に関する説明書は59ページ、事項別明細書は38ページをお開きください。第7款商工費1項2目商工振興費の事項別明細書備考欄の明許繰越費不用額は、先ほど主要事業の成果説明書の中で御説明したとおり、プレミアム付商品券事業、特産品流通促進事業、飲食店等事業継続支援事業、飲食店テイクアウト支援事業の4事業の繰越事業分であります。また、決算に関する説明書の不用額欄の額は、ふるさと納税の歳入増を見込んだ増額補正分執行残及び新型コロナウイルス感染症対策事業を含む各事業に係る補助金の執行残が主なものであります。11節役務費は、ふるさと納税に係る経費が主なものであります。12節委託料は、決算に関する説明書備考欄記載のとおりであり、ふるさと納税特産品等発送業務ほか、60ページにかけて記載の5件の業務委託料であります。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書備考欄記載のとおり、県中小企業団体中央会など5件の負担金と小規模事業指導業務など18件の補助金等であります。

決算に関する説明書は60ページから62ページにかけて、事項別明細書は38ページから39ページをお開きください。次に3目観光費であります。10節需用費の事項別明細書備考欄に記載の予備費からの充用は、阿久根大島の常用発電機2基のうち1基が令和2年度に委託業者の保守点検の際、故障の報告があり、早急に修繕を行い、海水浴シーズンに支障がないよう、予備費を充当し修繕を行ったものであります。12節委託料は、説明書の備考欄記載のとおり、笠山観光農園管理業務ほか15件の業務委託料であります。決算に関する説明書の61ページ上から12行目の阿久根大島ウォーキングイベント業務は、先ほど主要事業の成果説明で申し上げたとおりであります。昨年10月24日に実施し、合計44組152名の参加がありました。なお、天候不良により日程変更したことから、参加者が減少したところではありますが、参加された方々から大変好評を得たことから、今年度も、今月16日に実施する予定であり、定員を超える申込みがあり、抽選の上参加者を決定し、実施することとしております。14節工事請負費の事項別明細書備考欄の明許繰越費不用額は、寺島宗徳記念館トイレ整備工事の不用額であり、阿久根大島テントサイト炊事場改修工事は、経年劣化により破損しているテントサイトの炊事場を改修し、テントサイトの設備の充実を図ったものであります。17節備品購入費のうち観光振興事業用タブレット端末は、今後、新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、市外への観光PR活動、各種イベントや催事等が増えることを見越し、ふるさと納税推進事業を活用して作成したPR動画や映画かぞく色などの動画を放映し、阿久根市を広くPRするため購入したものであります。足踏み式消毒スタンド及び顔認証サーマルカメラは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、阿久根大島渡船場に各2台、寺島宗徳記念館に各1台を購入したものでありま

す。18節負担金、補助及び交付金は、決算に関する説明書備考欄に記載のとおり、観光かごしま大キャンペーン推進協議会ほか6件の負担金とまちの灯台阿久根から、62ページ1行目の阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金までの4件の運営補助及び事業補助であります。

以上で歳出に関する説明を終わり、次に歳入について御説明いたしますが、歳入につきましては、主なものについて、決算に関する説明書で説明させていただきます。

決算に関する説明書19ページをお開きください。第15款県支出金2項6目商工費県補助金のうち地域振興推進事業費は、阿久根大島謎解きウォーキング事業に係る県補助金であります。

次に、23ページをお開きください。第17款寄附金1項1目一般寄附金は、阿久根応援寄附金、いわゆるふるさと納税であります。

7目商工費寄附金は、観光費寄附金として個人1名から、また、寺島宗則旧家保存活用プロジェクト事業のために、企業版ふるさと納税として1企業から寄附を受け入れたものであります。

最後に、第20款諸収入5項4目20節雑入の収入済額のうち商工観光課所管分は、28ページの雇用保険料ほか9件であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

成果説明書の149ページ、ふるさと納税推進事業。寄附受入れから経費を引いたら、結局幾らになったんですか。

尾塚商工観光課長

受入額からあらゆる送料等の経費を引いて、約残りが、この前の9月の補正の委員質疑でも受けたところですが、約45%ぐらいが正味の実入りとなるところで、大体その程度です。

竹原信一委員

いくらですかね、金額は。

尾塚商工観光課長

令和3年度の実績でいけば、1億200万円程度となるところです。

竹原信一委員

145ページ。サイトによって2人の新規採用。2人の方はどこからということなんですか。市内からということではないのかなという気がするんですけど、どうなんですか。

尾塚商工観光課長

すいません。この事業で、どこからというのは、今のところ当課では把握していません。

竹原信一委員

それ、大事だと思うんですよ。インターネットサイトを使って、結局来たのが、阿久根市の人を採用したということであれば、あんまりこう、インターネットサイトを使った成果等が見えないような気がするんですよ。後でよく確認していただきたいと思います。

次に、150ページの魅力発信事業。この事業成果のほうで、ふるさと納税において1,530万円の寄附につながってとありますが、これはどういう意味ですか。

尾塚商工観光課長

このPR動画、阿久根の魅力発信事業を通じてふるさと納税をしたという方で、把握できている大体の額というのが1,500万円程度ということです。1,500万円程度の納税につながったと。把握している分です。

竹原信一委員

つまり、これを通じて知ったんですかという、そういうアンケートみたいなものがあった、やってということですか。

満田課長補佐兼ふるさと納税推進係長

この阿久根の魅力発信事業によりまして1,530万円ほどの寄附につながったというのは、阿久根の魅力発信事業を開始して以来、寄附額というのは増えていったわけでございまして、その中身を分析いたしましたところが、1,530万円ほどの寄附につながっているというところでございます。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止します。

〔商工観光課退室〕

仮屋園一徳委員長

ここでお諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

(延会 午後4時10分)

決算特別委員会委員長 仮屋園 一 徳